

第1号様式

研究倫理審査申請書

年 月 日

川崎市立看護大学

学長 様

申請者

氏名

所属 川崎市立看護大学

職名

審査区分	1. 通常審査	2. 迅速審査(該当の場合は別紙 第2号用紙を添付)
1. 研究課題名		
2. 研究責任者		
3. 共同研究者		
4. 研究の概要		

5. 提出書類

- ☐ 研究計画書
- ☐ 研究協力機関への依頼文書
- ☐ 研究対象者への説明書
- ☐ 研究対象者の研究参加についての同意書
- ☐ 質問紙
- ☐ インタビューガイド
- ☐ その他（ ）

第2号様式

年 月 日

川崎市立看護大学

学長 様

所属 川崎市立看護大学

研究責任者氏名

迅速審査依頼書

下記の研究計画について、次のとおり、迅速審査を依頼します。

研究課題名：

迅速審査理由：川崎市立看護大学研究倫理審査要領第5条の規定に基づき、下記に該当するために
迅速審査を希望します。

- ☐ 既に別の研究機関の研究倫理審査委員会で研究計画全体の審査を受け、その実施について承認
が得られている研究
- ☐ 研究計画に軽微な変更がある研究
- ☐ 侵襲及び介入を伴わない研究
- ☐ 軽微な侵襲を伴う研究で、介入を伴わない研究

(該当枠に☑を入れること)

第3号様式

研究倫理審査結果報告番号 第 号

年 月 日

研究倫理審査結果報告書

川崎市立看護大学

学長 様

川崎市立看護大学研究倫理委員会

委員長

受付番号：

研究課題名：

研究責任者：

上記について研究倫理委員会で審査した結果、以下の通り判定しましたので、報告します。

判定	(1) 承認 (2) 条件付承認 (3) 変更の勧告 (4) 差し戻し (5) 不承認 (6) 許可 (7) 非該当
判定理由または勧告	

年 月 日

研究実施許諾通知書

研究責任者

様

川崎市立看護大学

学長

受付番号：

研究課題名：

研究責任者：

上記研究計画について、研究倫理委員会で審査した結果、次のとおり判定しましたので通知します。

1 判定結果 (研究実施許諾番号)

2 判定理由

3 その他

研究実施許諾研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

修 正 結 果 報 告 書

受付番号：

提出日	年	月	日
-----	---	---	---

研究責任者	
研究課題名	
修正の概要	
その他 特記事項	

第6号様式

研究倫理審査結果報告番号 第 号

年 月 日

研究倫理再審査結果報告書

川崎市立看護大学

学長 様

川崎市立看護大学 研究倫理委員会

委員長

受付番号：

研究課題名：

研究責任者：

上記について研究倫理委員会で再審査した結果、以下の通り判定しましたので、報告します。

判定	(1) 承認 (2) 条件付承認 (3) 変更の勧告 (4) 差し戻し (5) 不承認 (6) 許可 (7) 非該当
判定理由または勧告	

年 月 日

研究倫理審査証明請求書

川崎市立看護大学

学長 様

申請者

氏名

所属 川崎市立看護大学

職名

川崎市立看護大学研究倫理審査要領第15条の規定により、研究の実施、研究に関わる論文等の発表又は研究助成申請のために研究倫理審査証明を請求します。

研究課題名	(研究実施許諾番号 第 号 年 月 日通知)
審査申請者	
請求目的	
証明書提出先	

第 8 号様式

第 号
年 月 日

研 究 倫 理 審 査 証 明 書

川崎市立看護大学研究倫理委員会における審査の結果、下記の研究計画を承認いたしましたので、ここに証明します。

研究課題名

(研究実施許諾番号 第 号 年 月 日 通知)

所 属

研究者氏名

年 月 日

川崎市立看護大学 学長 印

第9号様式

年 月 日

川崎市立看護大学

学長 様

所属

研究責任者氏名

研究終了報告書

標記のことについて、研究を終了しましたので、以下のとおり報告します。

・研究課題名：

・所属・研究責任者：

・研究実施許諾番号：

・既許諾研究期間： 年 月 日～ 年 月 日

・研究終了日：

☐研究終了 ☐研究中止 ☐研究中断（いずれかにチェック「☒」

・研究結果の概要等（研究中止・研究中断の場合はその理由）

・成果公表実績

川崎市立看護大学

学長 殿

所属・職名

氏 名 _____ 印

研究変更願

標記について、承認された研究内容の変更を許可くださいますようお願いいたします。

1. 課題名		
2. 研究責任者	所属	職名 氏名
3. 既承認研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
4. 審査結果通知 交付日	年 月 日	承認番号：
5. 実施計画に対する変更事項(以下該当箇所に✓を入れてください) ☐ 人事異動等による研究者の変更 ☐ 個人情報管理者等の変更 ☐ 研究期間の変更 ☐ 対象検体数の変更 ☐ 研究終了後の検体保管期間の変更 ☐ 共同研究の研究者あるいは機関の変更 ☐ 研究の一定期間中断 ☐ 計画の中止 ☐ その他 () 変更の理由		

※ 研究変更届を提出の際は承認を得た際の書類の中で今回変更する該当箇所に下線を引いて明示するとともに、関係する全ての書類一式を3部（原本1部、コピー2部）準備して事務局に提出すること。

川崎市立看護大学

学長 殿

有害事象発生報告書

研究責任者

所属・職名

氏名 _____ 印 _____

下記のとおり、有害事象が発生したことから報告致します。

課 題 名		
発生した有害事象 内容	症状/徴候又は有害事象名	☐ 未知 ☐ 既知
発生日時	令和 年 月 日	時頃
有害事象と判断 した理由	☐ 死亡 ☐ 死亡につながる恐れがあった ☐ 入院の必要性又は入院期間の延長 ☐ 障害 ☐ 障害につながる恐れがあった ☐ 障害に準じて重篤 ☐ 持続する疾患または異常 ☐ その他 ()	
重篤な有害事象の該 当有無	☐ (該当する際は左 ☐ に✓を入れて、この欄の説明文を消去するとともに、発生事象の詳細について記述すること。ページは複数ページに渡っても構わない。)	
有害事象 の転帰	転帰日 (年 月 日) 1. 回 復 2. 軽 快 3. 未回復 4. 後遺症有り (症状 :) 5. 死 亡	
年 月 日	経過及び対応 (有害事象の時間的経過、それに対する対応・処置、転帰等)	

第 1 2 号様式

令和 年 月 日

川崎市立看護大学

学長 殿

川崎市立看護大学研究倫理委員会への一括審査依頼書

研究責任者
所属・職位

氏名 _____ 印

研究課題名 : _____

上記の研究課題について、川崎市立看護大学研究倫理委員会へ一括審査を依頼いたします。

令和 年 月 日

一括審査依頼に伴う研究責任者及び研究分担者の教育研修記録

川崎市立看護大学
学長 殿研究責任者
所属・職位

氏名 _____ 印

下記の通り、本申請研究に関与する研究責任者及び研究分担者の教育研修記録を報告致します。
記

研究課題名 : _____

主幹実施機関名 : _____

研究責任者の氏名、所属・職名、教育研修の受講記録

氏名	所属・職名	教育研修の受講状況
		添付書類 ☐

研究分担者の氏名、所属・職名、教育研修の受講記録

氏名	所属・職名	教育研修の受講状況
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐
		添付書類 ☐

※尚、個々の教育研修記録を証明する書類をそれぞれ添付するとともに、右欄に☑を入れること。

川崎市立看護大学

学長 殿

多機関一括審査による研究倫理承認済課題の実施許可依頼書

研究責任者
所属・職位

氏名 _____ 印

研究課題名： _____

上記の研究課題については、 _____ 大学において多機関共同研究（本学も既に含めた審査済）によって一括審査が行われ、既に承認が得られています。よって、本学での実施を許可くださいますようお願い致します。

【添付書類】

- ・他機関発行の研究倫理承認済証書の写し
- ・他機関で最終提出された研究書類一式

第15号様式

令和 年 月 日

川崎市立看護大学

殿

多機関一括審査による研究倫理承認済課題の研究実施許可通知書

川崎市立看護大学

学長 坂元 昇

研究課題名：_____

上記の研究課題の実施を許可します（許可しません）。

川崎市立看護大学
学長

殿

研究活動における利益相反に関する自己申告書

研究者
所属・職位

氏名（自筆）

研究課題名：

当該研究の実施に際して、成果に対する利害関係が想定される団体又は企業との関係を以下の通り申告します。下記以外に申告が必要な事実はありません。

当該研究に係る利害関係が想定される団体又は企業の活動

対象者	研究者	家族（配偶者及び一親等の者）
団体名又は企業名		
役割（顧問・役員等）		
活動内容（兼業内容等）		
活動時間（時間／年）		
給与又は報酬	万円／年	万円／年
原稿執筆料	万円／年	万円／年
謝礼等	万円／年	万円／年

（※該当する箇所に適宜記載、申告すること。尚、同一団体又は同一企業等からの年間あたりの合計収入額が100万円を超える場合記入すること。）

川崎市立看護大学研究倫理委員会規程

令和 4 年 4 月 1 日
看護大学規程第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、川崎市立看護大学（以下「本学」という。）で行われる人を対象とする研究において、ヘルシンキ宣言（昭和39年 6 月 世界医師会採択）及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）の趣旨に基づき、適正な倫理審査を行うために設置する川崎市立看護大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人を対象とする研究に関する倫理的観点、科学的観点及び社会的観点からの審査に関する事項
- (2) 研究に係る利益相反の審査及び調査に関する事項
- (3) 本学の教員及び職員等に対する研究倫理教育に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長に任命された医学又は看護学の知識を有する者 2 人以上
- (2) 学長に任命された人文・社会科学の知識を有する者 1 人以上
- (3) 学長に任命された本学に所属しない者 2 人以上
- (4) 学長に任命された本学の職員 1 人以上

2 委員会は、男女両性で組織されなければならない。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項で規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、学長が任命する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。ただし、委員は自己の審査に加わることはできない。

3 委員会は、審査に必要があると認める場合には、申請者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た情報を理由なく漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市立看護大学大学院長期履修学生規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、川崎市立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 7 条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

（長期履修期間と在学期間）

第 2 条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、3 年とする。

2 前項の期間を許可された者の在学年限は、大学院学則第 6 条に規定する在学年限を超えることはできない。

3 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

（対象者）

第 3 条 長期履修学生を申請することができる者は、博士前期課程に入学する者であり、かつ次の各号の 1 に該当する者とする。ただし、助産学分野に入学する者は申請することができない。

（1）職業を有する者

（2）その他やむを得ない事情があると学長が認める者

（申請手続）

第 4 条 長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は、入学手続き期間内に次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

（1）長期履修学生申請書（第 1 号様式）

（2）就業証明書（職業を有する者に限る。）

（許可）

第 5 条 前条の申請は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（履修期間短縮の申請手続）

第 6 条 長期履修学生は、履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（様式第 2 号）に指導教員の意見を添えて、入学した年度の 2 月中に学長に申請するものとする。

（履修期間短縮の許可）

第 7 条 前条の申請は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、川崎市立看護大学条例第●条に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

長期履修学生申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市立看護大学長

学籍番号

氏 名

次のとおり長期履修学生として履修を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

氏 名			年度入学
住 所	〒	電話	
		E-mail	
勤務先名称		職種	
勤務先住所	〒		
希望する長期履修期間	3年間		
長期履修を希望する理由及び履修計画			

第2号様式

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市立看護大学長

学籍番号

氏 名

次のとおり、長期履修期間の短縮を希望しますので申請いたします。

領域名	領域	学 籍 番 号	
氏 名		年度入学	学年
住 所	〒	電話	
		E-mail	
当初認定された 長期履修期間	年 月 (履修開始) ～ 年 月 (履修修了)		
変更後の 長期履修期間	年 月 (履修開始) ～ 年 月 (履修修了)		
長期履修期間を 短縮する理由			
指導教員の 意見	氏名：		

実習施設一覧

No.	運営法人	機関名	所在地	代表者	科目
1	川崎市	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	病院長 野崎 博之	助産学実習Ⅰ(基礎)
					助産学実習Ⅱ(実践・病院)
					助産学実習Ⅲ(実践・継続)
					助産学実習Ⅴ(実践・ハイリスク)
					在宅・慢性期特定行為実習
					外科術後管理特定行為実習
					感染看護特定行為実習
2	川崎市	川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	病院長 伊藤 大輔	精神看護特定行為実習
					感染看護学実習Ⅳ(感染症の診断・薬物療法)
3	学校法人 聖マリアンナ医科大学	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	病院長 長島 悟郎	在宅・慢性期特定行為実習
					家族看護学実習Ⅰ(基盤)
					家族看護学実習Ⅱ(展開)
4	学校法人 聖マリアンナ医科大学	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	病院長 大坪 毅人	家族看護学実習Ⅲ(総合)
					精神看護学実習Ⅰ(役割機能実習)
					精神看護学実習Ⅱ(診断・治療法実習)
					精神看護学実習Ⅲ(実践・コンサルテーション実習)
					クリティカルケア看護学実習Ⅰ(実践実習)
					クリティカルケア看護学実習Ⅱ(役割機能実習)
					クリティカルケア看護学実習Ⅲ(統合実習)
5	学校法人 東邦大学	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6-11-1	病院長 瓜田 純久	在宅看護学実習Ⅱ(退院支援看護)
					感染看護学実習Ⅰ(感染症患者・易感染患者の看護・基礎)
					感染看護学実習Ⅱ(感染症患者・易感染患者の看護・発展)
6	医療法人社団 草思会	錦糸町クボタクリニック	東京都墨田区錦糸3-5-1	院長 窪田 彰	感染看護学実習Ⅲ(感染制御・感染管理)
7	学校法人 東京女子医科大学	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8-1	病院長 板橋 道朗	精神看護学実習Ⅳ(サブスペシャリティ:地域精神看護実習)
8	公益財団法人 日本訪問看護振興財団	あすか山訪問看護ステーション	東京都北区神谷1-13-10 コートK3	管理者 河西 真理子	精神看護学実習Ⅴ(サブスペシャリティ:リエゾン精神看護実習)
					在宅看護学実習Ⅰ(包括的訪問看護)
9	医療法人社団三成会	新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	院長 笹沼 仁一	在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理)
					助産学実習Ⅰ(基礎)
					助産学実習Ⅱ(実践・病院)
10	医療法人社団和光会	総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	院長 小田 一郎	助産学実習Ⅲ(実践・継続)
					助産学実習Ⅰ(基礎)
					助産学実習Ⅱ(実践・病院)
11	公益財団法人 川崎市看護協会	かわさき訪問看護ステーション	川崎市中原区今井上町-34 和田ビル3階	所長 三浦 かつい	助産学実習Ⅲ(実践・継続)
12		ウバウバハウス岡本助産院	川崎市中原区下小田中	院長 岡本 登美子	家族看護学実習Ⅱ(展開)
13	川崎市	川崎区地域みまもり支援センター地域支援課他	川崎市川崎区東田町8	課長 吉川 アズサ	助産学実習Ⅳ(実践・助産院)
					助産学実習Ⅵ(実践・地域)

川崎市立看護大学大学院学生の臨地実習に関する契約書（案）

川崎市立看護大学大学院（以下「甲」という。）と（実習先）（以下「乙」という。）とは、甲に在籍する学生（以下「学生」という。）が乙において行う臨地実習について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、甲が乙の協力を得て、臨地実習を行う際に甲と乙の協力内容、学生に遵守させるべき事項、その他臨地実習の実施に係る取り扱いについて定めることを目的とする。

（臨地実習等）

第 2 条 乙は、甲の依頼に基づき、学生に臨地実習（以下「実習」という。）を行う。

2 甲は、乙に対して、原則として実習開始の前年度 3 月までに、実習計画書（実習期間及び内容を含む。）及び学生名簿を提出するものとする。

（健康状況）

第 3 条 甲は、学生の健康状況を確認したうえで実習させるものとし、その取り扱いについては、別途定めるものとする。

2 甲及び乙は、学生に健康状況に異常を認めたときは、協議の上、当該学生の実習を中止若しくは実施を延期することとする。

（法令等の遵守）

第 4 条 実習の実施にあたっては、甲は、学生に関係法令その他乙の諸規定を遵守させるものとする。

（守秘義務）

第 5 条 甲は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年 7 月 30 日法第 203 号）第 42 条の 2 に基づき、学生に対し実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中はもとより実習終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

（保険加入）

第 6 条 甲は、学生に対し、次条の規定に基づく損害賠償が生じた場合又は第 8 条の規定に基づく対応が必要な場合に備え、あらかじめ傷害の補償及び損害を補填するための保険に加入させるものとする。

(損害賠償)

第7条 学生の故意又は過失により乙及び実習に必要な施設の備品等を損傷した場合は、甲は、乙からの請求に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 学生の故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責を負うものとする。ただし、学生が乙その他の者と連携して損害賠償の責を負うときは、学生の前条に規定する保険の負担割合の限度において賠償の責を負うものとする。

(学生の負傷又は疾病の罹患)

第8条 学生が、実習中に負傷した場合、若しくは疾病に罹患した場合は甲の責任において対応するものとする。ただし、負傷又は疾病が乙若しくはその被用者の故意又は重大な過失に基づき発生した場合は、この限りでない。

(事故発生時の対応)

第9条 事故が発生した場合は、学生、甲及び乙は速やかに適切な措置を講ずるものとし、その取り扱いについては別途定めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、実習期間中はもとより実習終了後においても個人情報の保護を厳守させ、その取り扱いについては別途定めるものとする。

(実習の中止又は延期)

第11条 乙は、次のいずれかの事由に該当するときは、甲と協議のうえ、実習を中止又は実施を延期することができるものとする。

(1) 災害その他やむを得ない事由により、乙が実習を継続することができないと認められるとき。

(2) 甲又は学生が、この契約に定める条項に違反したとき。

(実習費の支払い)

第12条 甲は乙に学生の実習実績に応じて、学生1名につき1日【金額】円を実習費として支払うものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する

ものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区小倉 4 丁目 30 番 1 号
川崎市立看護大学
学長 坂元 昇

乙 実習先
施設長

「契約書」第3条の関係（健康管理について）

1. 実習前準備

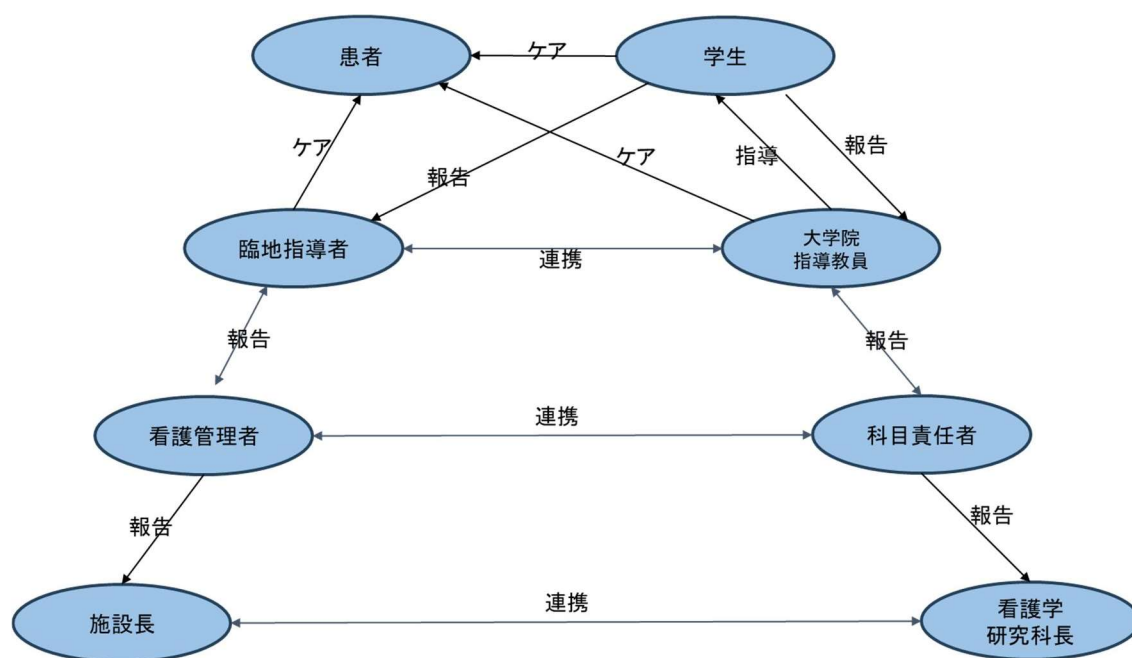
学生は、実習前準備として、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン抗体価の確認及び、陰性者はワクチン接種を実施し、実習に臨むものとする。なお、それ以外の病原体に関するワクチンの接種は、甲と乙が協議して定める。

2. 感染症発症時の対応

- (1) 感染症発症時には、学生または大学院指導教員は、速やかに実習施設の看護管理者に報告をすること。
- (2) 学生は、二次感染予防に努め、学生の実習停止に係る判断に必要な検査、診断を受けること。

「契約書」第9条関係（事故発生時の対応について）

1. 事故発生時の報告



2. 事故発生時の対応

(1) 個人情報の漏洩・紛失・毀損

ア 学生は、実習記録物等（個人情報が含まれる実習記録及び実習ファイル、実習用メモ帳、電子媒体を含む。以下同じ。）を漏洩、紛失又は毀損した場合は、速やかに臨地指導者及び大学院指導教員に報告し、指示を受ける。

イ 臨地指導者及び大学院指導教員は状況を確認し、研究科長及び看護管理者、施設長にそれぞれ報告する。

ウ 甲は大学院の規定に基づき、乙は施設の規定に基づき協議し、対応する。

(2) 物品等の破損及び第三者に損害を与えた場合

ア 学生は施設設備・物品等を破損した場合及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに施設の及び大学院指導教員に報告し、指示を受ける。

イ 臨地指導者及び大学院指導教員は状況を確認し、研究科長及び看護管理者、施設長にそれぞれ報告する。

ウ 甲は校内の規定に基づき、乙は施設の規定に基づき協議し、対応する。

エ 破損状況及び損害の状況により、甲は乙と協議のうえ、必要に応じて学生の加入している賠償責任保険に基づき対応する。

(3) 学生自身に生じた事故（身体に影響を与える事故発生時の対応）

ア 学生は、事故発生時には速やかに近くの職員（事故発生時の担当者等）を呼び、対応する。
（交通事故などの場合は警察に連絡、受傷した場合は速やかに受診）

※学生が大学院指導教員に連絡ができる状態であれば、学生は大学院指導教員に連絡する。

イ 事故発生時の担当課臨地指導者は、事故の状況を確認し、大学院指導教員に連絡するとともに、看護管理者に報告する。

ウ 臨地指導者及び大学院指導教員は、事故の状況を確認し、研究科長及び看護管理者、施設長に報告する。

エ 学生への対処は、甲が学生の加入している賠償責任保険の補償制度に基づき対応する。

3. その他

(1) 事故の対処については、甲乙双方で連絡、協議し、必要に応じて事故検証委員会を設置する。

(2) 事故発生状況や対応内容について、看護管理者は速やかに施設長に報告する。

「契約書」第 10 条関係（個人情報の取り扱いについて）

1. 基本的事項

甲及び乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による実習にあたっては、条例及び関係法令個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、次項のとおり、適正管理を行う。

2. 適正管理

甲は、実習に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故を防止するため、学生に対し、次の各号の措置を講じなければならない。

(1) 実習記録物等の記載について

ア 実習記録物等については、個人を特定できないようにする。

イ 実習記録物等をパソコンで行う場合には、パソコン本体には保存しない。

(電子媒体を使用する際は、パスワードをかける。)

(2) コピーについて

ア 実習施設の記録物(訪問記録等)のコピー及び画像撮影は、禁止する。

イ 実習記録物等のコピーについては、原則禁止とし、やむを得ず学習上必要な場合、実習施設又は大学において行う場合はこの限りでない。

(3) 管理について

ア 実習施設へのパソコンの持込については、実習施設の定める取り決めに従う。

イ 個人情報の適正な管理について、教育指導を行う。

ウ 実習記録物等は漏洩、紛失又は毀損しないよう適正な管理に努める。

エ 実習記録物等の漏洩、紛失又は毀損など不測の事態が生じた場合は、直ちに大学院指導教員及び看護管理者に連絡し対処する。

オ 実習施設内での実習記録物等は、指定された場所に保管する。

カ 実習記録物等は、実習施設、大学及び自宅以外では行わない。

キ 実習記録物等に関するものの、貸し借りはしない。

ク 実習記録物等は、実習終了後甲の規定に基づいて管理する。

ケ 実習中に使用したメモ帳等は、実習終了後シュレッダーで裁断し、電子媒体は初期化する。

コ 実習記録等は、ファックス及び電子メールによる送受信をしない。

令和4年 10 月 21 日
看護大学規程第 41 号

(目的)

第1条 この規程は、川崎市立看護大学（以下「本学」という。）における臨地実習教育等に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨地実習等の教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、本学臨床教授、臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、本学学則に定める実習科目の指導に協力する保健医療福祉介護機関等（以下「実習協力施設」という。）に所属する専門職であつて、次条に規定する選考手続を経て、選考された者に付与する。

(選考手続)

第4条 臨床教授等の選考は、本学の専任の教授並びに実習協力施設の長の推薦に基づき、本学教授会の議を経て、学長が行う。

2 臨床教授等を推薦しようとする教授は、実習協力施設の長の推薦状である第1号様式を添付のうえ、第2号様式により学長に申請しなければならない。

(選考基準)

第5条 臨床教授等は、次の各号に該当する者のうち、実習協力施設において豊富な経験を有し、臨床実践能力及び教育能力を有する者とする。

- (1) 看護、医療、福祉、介護全般にわたる広い視野と高い見識を有する者
- (2) 臨床研究上の業績を有する者
- (3) 専門看護師、認定看護師等、特定の分野における資格を有する者
- (4) 申請時において70歳未満の者

2 臨床教授として委嘱することができる者は、原則として大学の教授又はそれと同等の経歴及び業績があると認められる者とする。

3 臨床准教授として委嘱することができる者は、原則として大学の准教授又はそれと同等の経歴

及び業績があると認められる者とする。

- 4 臨床講師として委嘱することができる者は、原則として大学の講師又はそれと同等の経歴及び業績があると認められる者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する実習協力施設及び本学において、臨地実習指導等必要な職務を行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、当該年度内限りとする。ただし、再任は妨げない。

(給与)

第8条 臨床教授等には、給与等は支給しない。

(研究等に関わる事務)

第9条 本学は、臨床教授等が行う研究等に関わる事務については一切行わない。

(通知)

第10条 臨床教授等の称号を付与するときは、第3号様式により文書を交付する。

(称号の取消し)

第11条 臨床教授等が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、本学教授会の議を経て、称号を取消することができる。

- (1) 疾病その他の事由により教育を続ける見込みがなくなったとき。
- (2) 本学の規程に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、臨床教授等としてふさわしくない行為があったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

推 薦 書

令和 年 月 日

川崎市立看護大学学長
様

実習協力施設名

推薦者職名

推薦者氏名

下記の者を川崎市立看護大学の（臨床教授・臨床准教授・臨床講師）※として推薦いたします。

1 所属部署

2 職名

3 氏名

4 推薦理由

※印の部分は該当するものを○で囲むこと。

第2号様式

臨床教授等
 臨床教授
 臨床准教授
 臨床講師

※
 推薦調書

推薦者氏名 _____

種 別	新 規 ・ 継 続 ※
フリガナ 被推薦者氏名	
現 職	
最 終 学 歴	年 月 (卒業・修了) (学位:)
主 な 職 歴	
業 績 (主要論文・著書等)	
そ の 他	

※印の部分は該当するものを○で囲むこと。



川崎市立看護大学
Kawasaki City College of Nursing

(所属)
氏 名 殿

川崎市立看護大学（称号名）の称号を付与します
称号付与期間：令和 年 月 日から令和 年3月31日まで

(元号) 年 月 日

川崎市立看護大学
学長 氏

名

学長印

令和 年度
高度実践看護実習
実習要項（案）

川崎市立看護大学大学院
看護学研究科看護学専攻（博士課程前期）

I. 高度実践看護実習の目的

看護専門看護師として、看護および医療に関する科学的根拠に基づく高度な看護実践、看護職者への教育や相談活動、研究活動、チーム医療における調整、倫理調整の役割を遂行する能力を修得する。

II. 高度実践看護実習の目標

1. 診療の場において、状態の改善および維持のために治療を受ける患者を身体的、心理的、社会的、霊的側面からアセスメントし、医学的問題を明確にできる。ケアとキュアを統合し、患者に必要な看護支援を提供する能力を修得できる。
2. あらゆる治療、状況、場面において、患者の苦痛緩和のための身体的管理方法と治療を遂行するために必要な医師と協働する医療処置について、卓越した判断能力や直接ケア能力を修得できる。
3. 専門看護師の役割（主として相談、調整、教育、倫理的調整）の参加観察を通して、看護専門看護師の役割を深く理解できるとともに、看護専門看護師が実践している複雑な諸問題を持つ患者及び家族への支援における臨床判断能力を修得できる。
4. 地域や組織、他職種を含む医療チームにおいて、看護の質向上のために実践している相談・調整、教育等の場面や倫理的な問題解決に取り組む場面での、看護専門看護師の行動とその意図を分析し、役割開発に必要な能力を修得できる。
5. 複雑で対応の困難な課題を持つ患者および家族への看護実践を通して、高度な臨床判断能力と症状緩和のための高度な看護実践力を修得する。また在宅移行や療養継続に際して必要とされる看護支援を理解する。
6. 病院内外の多職種連携チームの活動を理解し、実践をととして保健医療福祉における多職種協働について考え、必要なシステムや看護専門看護師に求められている役割を見いだす。

以下の目標は高度実践看護コースにあつて、特定行為研修に関する実習を行う者に該当する。

7. 各特定行為において、実習機関で紹介された症例に対して、アセスメントを行い、医師の指導のもと、手順書の作成、修正を行い、患者に対して安全・適切に当該の特定行為区分を実施し、自らの技術を自己評価する。

III. 実習科目・実習時期及び実習場所

実習科目	単位数	実習時期	実習場所
家族看護学実習Ⅰ（基盤）	3	1年次後期7－9月	川崎市立多摩病院
家族看護学実習Ⅱ（展開）	4	1年次後期1－3月	川崎市立多摩病院
家族看護学実習Ⅲ（総合）	3	2年次通期5－12月	川崎市立多摩病院
精神看護学実習Ⅰ（役割機能）	1	1年次後期1－3月	聖マリアンナ医科大学病院
精神看護学実習Ⅱ（診療・治療）	2	1年次後期1－3月	聖マリアンナ医科大学病院
精神看護学実習Ⅲ（実践・コンサルテーション実習）	5	2年次前期6－10月	聖マリアンナ医科大学病院
精神看護学実習Ⅳ（サブスペシャリティ；地域看護実習）	2	2年次後期9－10月	医療法人社団草思会

実習科目	単位数	実習時期	実習場所
精神看護学実習Ⅴ（サブスペシャリティ；リエゾン精神看護実習）	2	2年次後期 9－10月	東京女子医科大学病院
感染看護学実習Ⅰ（感染症患者・易感染患者の看護：基礎）	3	1年次後期 7－9月	東邦大学医療センター大森病院
感染看護学実習Ⅱ（感染症患者・易感染患者の看護：発展）	3	1年次後期 1－3月	東邦大学医療センター大森病院
感染看護学実習Ⅲ（感染制御・感染管理）	2	2年次通期	東邦大学医療センター大森病院
感染看護学実習Ⅳ（感染症の診断・薬物療法）	2	2年次通期	川崎市立井田病院
在宅看護学実習Ⅰ（包括的訪問看護）	6	1年次後期 2－3月	あすか山訪問看護ステーション
在宅看護学実習Ⅱ（退院支援看護）	2	2年次前期 7月	聖マリアンナ医科大学病院
在宅看護学実習Ⅲ（訪問看護管理）	2	2年次後期 9月	あすか山訪問看護ステーション
クリティカルケア看護学実習Ⅰ（実践実習）	4	1年次後期 12－2月	聖マリアンナ医科大学病院
クリティカルケア看護学実習Ⅱ（役割機能実習）	2	2年次前期 7－9月	聖マリアンナ医科大学病院
クリティカルケア看護学実習Ⅲ（統合実習）	4	2年次後期 10－12月	聖マリアンナ医科大学病院

Ⅳ. 指導体制

- 1) 学生は原則として、実習施設の実習指導者（専門看護師等、医師、他）、指導教員の指導を受ける。
- 2) 実習施設の実習指導者と指導教員の役割は巻末資料1を参照する。
- 3) 具体的な実習指導体制は、実習科目ごとに別に定める。

Ⅴ. 実習評価と単位認定

1. 実習評価とその条件

- 1) 実習評価は、本学規程に即する。
- 2) 実習評価は、実習出席時間数、実習の目的、目標の達成度（課題の達成度）、実習生の学習到達度から総合的に判断される。
- 3) 実習出席総時間数が4／5に満たない場合は、原則として再履修となる。なお、補習実習を行う場合があるが、再履修、補習の判断は科目担当責任教員による。

2. 補習実習について

- 1) 身体的理由（病気や怪我など）、感染症による出席停止などのやむをえない欠席で、出席時間数が4／5に満たない実習生については、補習実習を行う場合がある。その際、実習生は欠席の理由を証明できるものを添えて欠席届を提出する。
- 2) 実習に必要な週数・日数に出席をしても、実習目標を達成しなかった場合には、或いは症例を経験することができなかった場合は補習実習を行うことがある。
- 2) 補習実習は、実習場の受入が可能な場合に実施される。
- 3) 補習実習の実施、日数、時期については、実習生の事由と実習場の条件を考慮して、科目担当責任教員が判断する。

VI. 実習の基本的な進め方

1. 基本的態度

- 1) 実践における全てのプロセスにおいて、自己の行動と態度を管理する。ただし、助言や支援が必要な場合には、速やかに大学院指導教員あるいは臨床指導者（がん看護専門看護師、医師）、病棟管理者などに相談し、解決策を検討すること。
- 2) 学修のプロセスで生じた疑問や意見は、積極的に調べ、指導者への質問、他者との意見交換等を通して、多面的・重層的な利佳につなげていくように努める。
- 3) 学修者として、これまで学んだ知識や技術を活用できるように事前学修を行い実習に臨む
- 4) 実習施設では、医療専門職としてチームの一員であることを自覚し、マナーを守り、実習施設の規則を遵守する。
- 5) 社会人および看護師として、基本的に必要とされる行動および態度をとる。また、個人情報管理、安全管理、事故対応などについては、各実習施設のマニュアルに則る。
- 6) 心身の健康管理に努める。

2. 対象患者から受け持ちの同意を得る方法について

対象患者は臨床指導者と相談のうえで選定する。対象患者からの同意の取得方法は、実習施設の方針に従う。

3. 個人情報管理について

学生として実習で知り得たことについては、守秘義務が生じる。また、実習で得た対象に関する情報を、実習目的以外で使用してはならない。以下のことに注意し、対象者のプライバシーを守る必要がある。守秘義務は、実習終了後も継続する。

1) 実習で用いる記録類やレポート

- (1) 実習記録やレポートの作成等でコンピュータを用いる際、ハードディスク上にデータを保存しないこととする。また、データを保存した媒体（USB 等）を紛失しないように厳重に管理する。電子媒体上のデータは、実習終了後に速やかに消去する。なお、使用するコンピュータ等には以下のセキュリティ対策を万全に行う。
 - ①Antivirus ソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルを常に最新のものにする。
 - ② 定期的にパソコン全体をスキャンする。
 - ③ Windows Update を必ず行う。
 - ④ パソコンにはファイル交換ソフト Winny などをインストールしない。
 - ⑤ USB メモリーはパスワードなどによるプロテクションのあるものを使用する。
- (2) 実習記録に、個人を特定する情報（住所、氏名、生年月日、病院、病棟名など）を記載しない。氏名はイニシャルと関係ないアルファベットまたは、伏せ字を用いる。
- (3) 診療記録・看護記録および実習記録の複写はしない。
- (4) 実習で用いるメモ用紙は、外れて落ちてしまうものは使用しない。不要になったメモはシュレッダーにかけて処分する。
- (5) 対象の情報が記載されたカンファレンス資料は、取扱いに注意するとともに、カンファレンス

終了後はシュレッダーにかけて処分する。

(6) 実習記録をはじめ実習に関する記録全ては、学生個人が責任を持って保管する。置き忘れにも十分注意をする。実習後の処分には、シュレッダーを使用する。

(7) 万が一、不測の事態が生じた場合は、直ちに実習指導者および大学院指導教員に報告した後に指示に基づき対処策を講ずる。

2) 実習で知り得た個人（患者、看護師、医師など）情報について

(1) 実習で得た情報は、実習目的以外に利用しない。

(2) 対象に関するディスカッション等は、実習施設または大学内の限られた場で限られたメンバーで実施する。また、このような場で聞いた話を他者に漏らしてはしてはいけない。

(3) 第三者に聞かれる可能性がある場所（廊下、エレベーター内、食堂、公共の場、公共交通機関など）で、患者に関する情報を話題としない。

(4) 家族や親しい友人に実習の話をする際、個人情報の漏えいになっていないか十分に注意する。

(5) mixi、ブログ、facebookなどのソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）に、実習に関することは一切書かない。

(6) 日記等、個人の所有物に実習のことを書く際は、それらのものを紛失しないようにする。

4. 感染予防

医療機関において感染症に罹患する危険性と、実習生自らが感染源となる危険性がある。

1) 感染症について、伝播方法、症状、対応など十分な知識を得ておく。

2) 自分の感染症に関する罹患歴・予防接種歴を記録し、自己管理する。麻疹、風疹、破傷風、ジフテリア、百日咳、日本脳炎、ポリオの予防接種歴、BCG 摂取歴は母子健康手帳などが参考となる。ただし接種歴や感染歴は必ずしも免疫があることの指標とはならないので、各感染症及びB型肝炎抗体検査も受けておくことを勧める。

3) 予防可能な感染症については、あらかじめ予防接種を行っておく。アレルギーなど体質により予防接種が受けられない場合は、あらかじめ教員に相談すること。

4) 感染症に罹患した可能性がある場合には、速やかに実習指導教員に報告する。

5) 基本的には、「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」（日本環境感染学会）に基づいて行う。

6) 手指衛生、スタンダードプリコーションを含む感染リスク回避に関する理論・知識を再確認したうえで実習に臨む。

7) 各実習施設においてはそれぞれの施設における感染対策マニュアルに準じて行動する。

5. 事故の予防対策及び事故発生時の対応

実習における事故を防止するために、それぞれの施設における事故対策マニュアルに準じて対応する。

1) 実習においては、想定される事故を踏まえ、可能なかぎり予防措置を講じる。

2) 実習においては、必要に応じ、施設および患者からの同意書、またはそれに準じた書類を取り交わす。

3) 学生は、自身の健康が安全対策の第一歩であることを認識し、心身の健康管理に努める。

4) 事故発生時には、至急実習指導者および病院関係者、大学院指導教員に連絡をする。（巻末資料2

参照「実習中の事故発生時・災害時の教員の対応マニュアル」)

- 5) 実習にあたっては、実習中に想定され事故や破損などを補償できる保険（日本国際教育支援協会の学研災付帯学生生活総合保険など）に加入する。

6. 実習に関わる経費について

実習に関わる経費（実習施設への交通費や宿泊費）は、原則として個人負担とする。

7. その他

- 1) 病気、その他のやむを得ない事情で欠席または遅刻をする場合には、臨床指導者または病棟管理者および大学院指導教員にできるだけ速やかに連絡する。
- 2) 実習中に生じた困難等については、実習指導大学院指導教員に電話やメールにて連絡するか、ラウンド時にコンタクトをとるなどして、できるだけ速やかに解決するように対処する。
- 3) 実習週数・日数を満たしていても目標を達成していない場合には補習実習をすることがある。

資料1 教員と実習指導者の役割

項目	役割分担	
	教員	臨地実習指導者（専門看護師等/医師他）
契約の締結	契約内容の確認	契約内容の提示
実習打ち合わせ	高度実践看護コースのカリキュラムにおける当該実習の位置づけ、実習目的・方法、役割分担、課題の説明	
受け持ち対象者の選定/参加事業者の選定	情報収集	選定と実習先での内部調整
実習前オリエンテーション	カリキュラムにおける当該実習の位置づけ、実習目的・方法、実習施設の特徴、受け持ち対象者、参加事業についての情報伝達、実習計画、実習上の注意事項を説明する。	各実習施設で特にオリエンテーションを要する。ことを担当教員に連絡する。
実習準備課題などの連絡	各実習施設で必要な事前学修事項について必要時実習先との連絡を取る。	事前準備として必要なものがあれば情報の提供などを行う。
契約書（協定書）の提出	契約書を学生に配布/とりまとめ	契約書の提示・配布
実習施設オリエンテーション	必要に応じて補足	主として実施
学生の体調管理	体調管理に努めるよう指導する。 感染症に罹患した場合には別途定める。 「事故・感染症など発生時対応フローチャート」に従って行動するよう指導する。	学生本人及び教員からの報告を受け、実習施設内の対処府尾法に従って行動する。
当日のカンファレンス	当日の実習内容に対する課題を学生が中心となって進行できるよう助言する。	当日の実習内容などへの課題に対する助言を行う。
中間カンファレンス	学生が主体となって進行できるように指導する。 実習の中間までの実習内容を評価し、後半の実習目標を立て、必要に応じて実習計画を修正するよう指導する。	実習の中間までの実習内容を評価し、後半の実習目標に応じて、必要時実習計画を修正するためのアドバイスをを行う。
最終カンファレンス	学生が主体となって進行できる。よう。に指導する。 実習の到達目標と照らし合わせて、実習成果を評価できるよう指導する。	実習の到達目標と照らし合わせて、実習成果を評価できる。ようアドバイスをを行う。
実習計画・活動計画及び実習内容の点検・指導	学生の実習計画及び内容の適切性や留意事項について指導を行う。	学生の実習計画及び内容の適切性や留意事項を点検修理、必要に応じて指導する。
実習記録などの指導	日々の実習記録、レポート課題、カンファレンスなどの資料について不明点について応じる。	日々の実習記録、レポート課題、カンファレンスなどの資料についてアドバイスや指導を行う。
実習の評価	単位認定者とともに評価を行う。	実習への参加儒教などについて教員に情報提供を行う。
インシデント・アクシデントの対応	実習先での事故状況を把握し、実習生の「インシデント・アクシデントレポート」の作成と事故再発防止の指導を行うとともに、「事故発生時対応フローチャート」に従って行動する。	実習先での事故状況に対応する。とともに、実習生の「インシデント・アクシデントレポート」を得て、施設内の対処方法に従って行動する。
災害時の対応	実習実施時の災害発生に関しては、実習先と連絡が取れ次第、学生の安全を確認する。実習実施前の災害発生に関しては、事前オリエンテーションを含めて、学校側が責任を持って指示（実習の中止/延期を含む）・情報収集にあたる。	実習実施時の災害発生については、実習性を保護し、安全確保に当たる。
実習後の指導体制の反省会	実習を振り返り反省点を共有する。	

資料 2 看護実習中の事故発生時・災害発生時の教員の対応マニュアル

1. 事故発生時の対応

1) 事故の定義

実習生の臨地看護実習中の事故は、臨地実習の場で発生した予期せぬ傷害（処置を要しない経過観察のみの発生もしくは軽微な処置ですむ軽度レベルから、濃厚な処置・治療が必要となる重度レベルまで含まれる）を言う。この事故の被害者は看護の対象者にとどまらず実習生も含まれる。

看護の対象者が被害者となる事故には、診療の補助業務に伴う事故（医療行為に関連する事故）と療養上の世話における事故（医療行為に関連しない事故）に大別される(下記参照)。

(1) 診療の補助業務に伴う事故（医療行為に関連する事故）

注射・内服与薬事故、輸血事故、経管栄養に伴う事故、チューブ管理の事故、検査などの介助中の事故、医療機器誤操作による事故など

(2) 療養上の世話における事故（医療行為に関連しない事故）

転倒・転落事故、摂食中の窒息・誤嚥、異食による事故、入浴中の事故、熱傷・凍傷、抑制中の事故、自殺・自傷、暴力など

実習生が被害者となる事故には、診療の補助業務に伴い発生した針刺し事故などや療養上の世話において発生した怪我(例：看護の対象者から傷つけられた、温電法の準備中に火傷をしたなど)や転倒(例：看護の対象者を介助しているときに一緒に転倒など)が含まれる。

2) 実習中事故発生への対応

(1) 対応における原則

- ①実習施設で医療事故防止マニュアルが整備されている場合には、事前にそのマニュアルを読み、理解し、遵守する。
- ②医療事故防止マニュアルが整備されていない施設においては、各領域で行う診療の補助業務および療養上の世話において起こりやすい事故を念頭におき、あらかじめ事故防止のための教育を提供する。
- ③事故が発生した場合には、迅速に対応し、被害を最小限にとどめる。
- ④事故が発生したときの報告や対応方法は、実習施設側の方針に則る。
- ⑤また看護の対象者に被害が発生した事故においては、今後の種々の対応方法(被害者への謝罪、実習施設への謝罪、被害者への対応、被害者を受け持った実習生への対応)について実習施設と相談し、また指示も仰ぎ、責任を持って対応する。

(2) 対応における体制と関係者の役割[図 1 参照]

①指導教員

- ・ 事故による被害や影響が大きくなならないよう、臨地指導者と連携し、看護の対象者及び実習生に対応する。
- ・ 実習生が事故の加害者となった場合、実習施設先の対応の方針を踏まえ、科目担当責任教員の指示のもと、被害者である対象者に対し適切な態度で対応し、実習生としての責任を果たすことができるよう指導する。また実習生が事故から学ぶことができるように援助する。
- ・ 実習生が事故の被害者となった場合、身体的心理的影響を最小限に食い止めるよう援助する。実習生が事故から学ぶことができるよう援助する。

- ・ 傷害・賠償保険が適用されるのならば、実習生が保険を申請できるよう援助する。
- ・ 事故の経過を科目担当責任教員に報告・相談する。
- ・ インシデントレポートを作成し、実習委員会へ提出する。

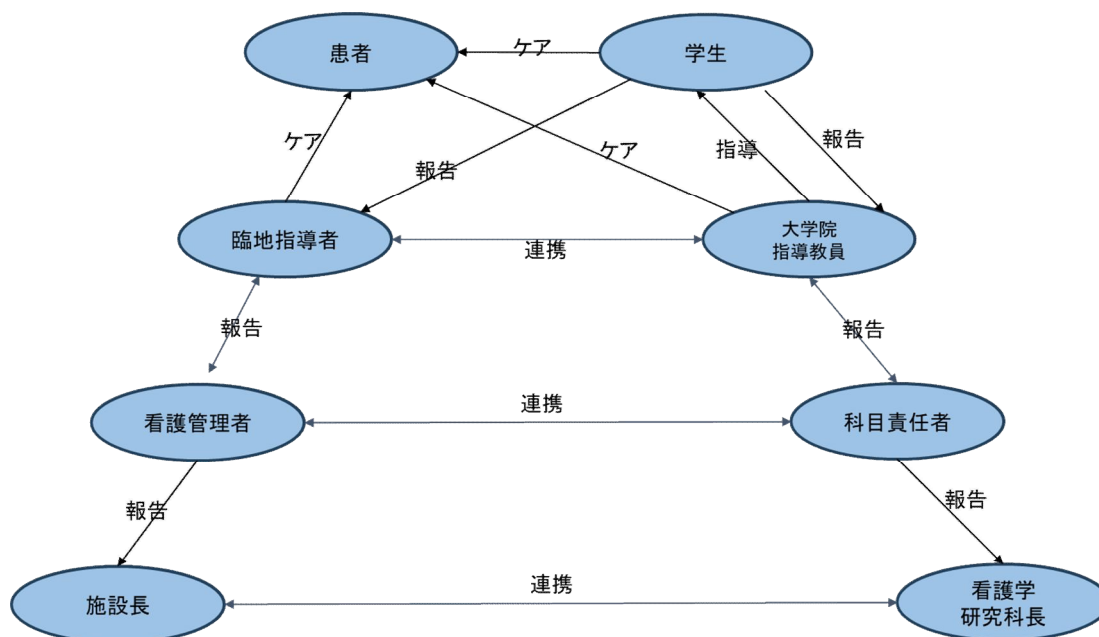
②科目担当責任教員

- ・ その実習生を担当していた実習指導教員から出来事の実況について情報を得て、教育側の責任者として果たす責任の範囲を明らかにする。実習施設の師長・主任に報告し、今後の対応について指示を仰ぐ。実習生が被害を被った場合には、必要に応じて実習生及び実習生の家族へ対応する。
- ・ 施設側の方針を考慮し、必要に応じて実習生に個別面談し、実習生の責任範囲を明らかにし、実習生が事故から学ぶことができるようにする。
- ・ 実習指導教員に対して事後措置及び事故発生予防に向けて指導する。
- ・ 必要に応じて、事故の状況を学科長へ報告・相談する。
- ・ 必要に応じて、事故の状況を教務委員会へ報告する。また、必要に応じて、当該実習生の次の実習の科目担当責任教員へ報告する。
- ・ 実習指導教員が作成した事故報告書を実習委員会へ提出する。

③実習委員会

- ・ 各実習で生じた事故を把握し、その情報を実習委員会で共有する。
- ・ 各実習で生じた事故を分析し、事故予防に努める。
- ・ 提出された事故報告書を保管する。

図1 事故発生時対応における体制と関係者の役割 作成中



2. 災害時の対応

1) 災害に備えた準備

- (1) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習施設内外の避難経路、避難場所などを把握しておく。
- (2) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習が開始される前に、実習に関連する教員及び実習生グループの連絡網（実習生の通常の連絡先と緊急時連絡先）を整備しておく。
- (3) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習期間中の教員の連絡先(確実に連絡のできる方法)と実習施設ごとの実習生一覧を作成し、実習開始前に学科長、事務、看護学科実習委員会へ提出しておく。
- (4) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習期間中、実習生が教員へ連絡することのできる連絡先を定め、実習生へ周知しておく。

2) 災害時の対応の原則

- (1) 実習施設において災害が生じた際には、実習指導教員は、実習施設スタッフと連携して二次災害の防止に心がける。
- (2) 実習生が実習施設外で実習を行っている場合、実習指導教員は直ちに実習生の安否を把握する。
- (3) 科目担当責任教員は各実習施設の実習指導教員と連絡を取りあい、実習生及び実習施設への被害の程度を把握する。必要に応じて学科長へ報告、指示を仰ぐ。

IV. 資料

感染症検査結果覚書

	検査 年月日	検査・判定結果 (測定法・数値)	ワクチン接種 年月日	備考
麻疹	年 月 日		年 月 日	
風疹	年 月 日		年 月 日	
水痘	年 月 日		年 月 日	
流行性耳下腺炎	年 月 日		年 月 日	
新型コロナワクチン等	年 月 日			
T-Spot 等	年 月 日			
HBs 抗体	年 月 日		1 回目 年 月 日	
			2 回目 年 月 日	
			3 回目 年 月 日	



検査 (年 月 日)
判定結果 ()

- * ワクチン接種後は、接種証明書(領収証やロット番号など)のコピーを A4 用紙に貼付し、学籍番号、氏名を記載し、指定された期日までに学生課に提出すること。(原本又はコピーを次のページに貼付のこと)

インフルエンザの予防接種

接種年月日	備考	接種年月日	備考
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

アレルギーの覚書

- * アルコールアレルギー: 無 有
 * アレルギー性疾患 : 無 有 (アレルゲン:)
 * 食物アレルギー: 無 有 (アレルゲン:)
 * ラテックスアレルギー: 無 有)

接種証明書 (領収証やロット番号など) の原本又はコピーを貼付する。

高度実践看護学実習における情報取り扱いに関する誓約書

病院

施設長

様

貴施設において看護学実習をさせていただくにあたり、看護専門職として守秘義務を守り、実習において知りえた情報は以下のように取り扱うことを、ここに誓約いたします。

1. 実習場で知りえた情報は、決して口外いたしません。
2. 個人情報の収集については実習目的のために行い、目的に即し必要最小限の内容といたします。
3. 診療記録等閲覧の際は、施設内の決められた場所で行います。決められた場所以外への持ち出しはいたしません。
4. 実習記録は、匿名性に配慮し、看護の対象者や家族、施設、地域など個人を特定できるような内容を一切記載いたしません。
5. 実習記録、メモ等は厳重に管理し、紛失、散逸しないよう注意します。その記録物持ち運び先は、実習施設、大学、自宅のみとします。
6. 実習終了後不必要となった記録、メモ類はシュレッダーにかけ、電子媒体で保存していた記録についても削除し、適切な処理を確実に行います。

_____年　　月　　日

川崎市立看護大学大学院
看護学研究科看護学専攻　　年

学生氏名 _____ (自筆署名)

臨地実習説明書

病棟

様

川崎市立看護大学大学院看護学研究科の _____ 実習にあたり、

年 月 日 ～ 年 月 日の間、

学生が日常生活の援助及び診療の補助等の援助をさせていただきたく存じます。

なお、学生の臨地実習は、以下の基本的な考え方で臨むことにしております。

行動実践看護師養成教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 学生が看護援助を行う場合は、事前に教員や看護師が助言・指導を行い、安全性の確保を最優先として臨ませます。
2. 学生が看護援助を行う場合は、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、患者様及びご家族の同意を得た上で行います。
3. 患者様及びご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や看護師に直接尋ねることができます。
4. 患者様及びご家族は、学生の実習協力に同意した後も、学生が行う看護援助に対して、また学生の実習協力の継続について、断ることができます。断ることを理由に看護及び診療上の不利益はありません。
5. 学生が臨地実習を通して知り得た、患者様及びご家族に関する情報については、これを他に漏らすことがないよう個人情報の保護を徹底いたします。
6. 学生の臨地実習についてご不明な点がございましたら、看護師または実習担当教員に遠慮なくお声かけください。

説明日 年 月 日

説明責任者 _____ 病院 _____ 病棟

実習指導者 _____

実習担当教員 _____

臨地実習同意書

様

私は、川崎市立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻の学生 _____ が、

_____ 病院 _____ 病棟 における臨地実習において、

私の担当となり、看護援助を行うことについて上記のとおり説明を受け、理解したので同意します。

患者氏名 _____

代理同意人氏名 _____

(注：患者様をご自分で判断できない状態のときに御記入ください)

インシデントレポート

発生日時： 年 月 日 () 時	学生氏名：	
実習領域：	教員氏名：	
患者氏名：	年齢： 歳代 性別：	
受け持ち期間： 年 月 日 ～ 月 日	* 分類基準：	
事象名：		
発生状況：		
なぜインシデントと考えたか：		
インシデントが発生した原因の分析：		
今後インシデントを予防するための方法：		
担当教員としての対策：		

*分類基準については実習委員で最後に記入しますので、未記入のままにしてください。

インシデントとは事故に至る可能性があったが、未然に発見し防止あるいは回避した場合のことをいいます。

インシデントレポート（記載例）

発生日時：	年 月 日 () 時	学生氏名：
実習領域：		教員氏名：
患者氏名：	C 氏	年齢： 代 性別：
受け持ち期間：	年 月 日 ~ 月 日	*分類基準：
事象名：	看護師がその場を離れた時、学生独りで患者を便座から車いすに移動した。	
発生状況 いつ(when)：○日の午後○時○分に どこで(where)：A病棟の車いすトイレ内において、 誰が(who)：学生Bが 誰に(whom)：患者Cさんに 何を(what)：便座から車いすへの移動を なぜ(why)：Cさんが立ち上がろうとされたので どのように(how)：本来は看護師の介助するところを、学生が単独で介助をしてしまった。		
なぜインシデントと考えたか： ・学生ひとりで移動を行うことによって、Cさんの全身状態の変化や起こり得る事態を予測できないため、アクシデントへとつながる可能性があると考えた。		
インシデントが発生した原因の分析 ・学生が単独で介助してしまった なぜ?→ その答え ・患者さんが便座から立ち上がろうとしていた なぜ?→ その答え ・患者さんは学生が介助すると考えた なぜ?→ その答え		
今後インシデントを予防するための方法 ・患者さんには、受け持ち当初から学生独りでは移動の介助ができないことを伝え理解を得ておく。		
担当教員としての対策：教員記載欄：		

インシデントレポートは、その報告によって原因を分析し対策をとることによって、再発を防ぐためにあります。発生した事実の正確な把握（前後関係、背景、状況）が最も重要になります。そのため、事実として確認できる以外のことは記載する必要はありません。第三者がレポートをみて理解できるかどうかを意識して記載してください。*時間軸に沿って記載します。6W1Hの要素が明確に含まれているかが重要です。

アクシデントへとつながる可能性として、対象者に何かしい気持ち優先してしまう、不測の事態に対応できない可能性、患者の全身状態およびその変化に思考が及ばないなども挙げられます。
*どのようなプロセス、思考を経て、本事例がインシデントだと考えるに至ったかを記載してください。

根本原因分析（RCA）を活用し、なぜ、その結果を招いてしまったのか、一つひとつ丁寧に考えます。根本原因分析法（RCA）は、個人の問題としてとどめず、組織やシステムの原因まで分析を進めることができる特徴を持っています。インシデントが発生したら、一つひとつの出来事について、「なぜ?→その答え」の分析を繰り返し、根本原因を特定し、対策を立案し、その対策を実施することで再発を予防します。
『原玲子：看護マネジメント入門,日本看護協会出版,P126,2013』

教員は、学生がその発生過程を追体験しながら、自分の行動を振り返ることができるようにサポートする。

分析の結果から導いた、実行可能な内容を具体的に記載します。分析された原因によって、予防法は変わります。

健康自己管理チェック表

学籍番号：

氏名：

[illegible]

*1)健康チェック時 37.0℃以上および/または表記の症状がある場合は学科教員に報告する

※2) ご家族・友人・接触した人々に感染症と診断された方、発熱者がいる場合

*3) 症状がある場合、その症状を記入する：発疹、耳下腺の腫脹、眼の充血・痒み・眼脂など

* 実習施設で用紙が異なる場合は、指定の用紙を使用する

令和 年度
助産学実習
実習要項（案）

川崎市立看護大学大学院
看護学研究科看護学専攻（博士課程前期）

I. 助産学実習の目的

助産学の理論と技術を実践に統合し、専門化・複雑化する助産分野に対応できる助産実践能力と助産管理の基盤となる能力を修得する。また、生命誕生の自然的必然性や神秘性を理解し、人々の尊厳を最優先に考え、個々の文化や価値観を尊重する能力を高める。

II. 高度実践看護実習の目標

1. 妊娠・分娩・産褥・新生児・乳幼児期の各期における健康診査及び助産診断を実施し、適切な支援を提供する能力を修得できる。
2. 母子の総合的な診断と経過に適した基本的な分娩介助技術（約 10 例）を実践することにより、母子の生命を守るために必要な課題を主体的に見つけ出す能力を修得できる。
3. 正常範囲から逸脱する可能性を予測するとともに、分娩進行に伴い生じた異常を感知し、それに対する適切な助産ケアを実践する能力を修得できる。
4. 母子と家族にとって妊娠・出産・育児期がより良い体験となるように、継続した助産ケアを実践する能力を修得できる。
5. 対象のニーズや個別性を捉え、適切な保健指導を計画、実施、評価することで、母子と家族の健康や生活が維持増進するような援助を見出す。
6. 産後の母子への家庭訪問を行い、地域や生活の場における育児能力獲得と適応のための助産ケアを実践する能力を修得できる。
7. 地域母子保健活動の意義及び地域における助産師の役割を発展的に考える能力を修得できる。
8. 切れ目ない支援の実現に向けた多職種連携の意義について考察し、それを実現するための能力を修得できる。

III. 実習科目・実習時期及び実習場所

実習科目	実習時期	実習場所
助産学実習Ⅰ	1 年次前期 8-9 月	川崎市立川崎病院 新百合ヶ丘総合病院 総合川崎臨港病院
助産学実習Ⅱ	1 年次後期 1-3 月	川崎市立川崎病院 新百合ヶ丘総合病院 総合川崎臨港病院
助産学実習Ⅲ	1～2 年通年	川崎市立川崎病院 新百合ヶ丘総合病院 総合川崎臨港病院
助産学実習Ⅳ	2 年前期	ウパウパハウス岡本助産院 他
助産学実習Ⅴ	2 年前期	川崎市立川崎病院
助産学実習Ⅵ	2 年前期	川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課他

IV. 指導体制

- 1) 学生は原則として、実習施設の実習指導者（助産師等、医師、他）、指導教員の指導を受ける。
- 2) 実習施設の実習指導者と指導教員の役割は巻末の資料1を参照する。
- 3) 具体的な指導体制は、実習科目ごとに別に定める。

V. 実習評価と単位認定

1. 実習評価とその条件

- 1) 実習評価は、本学規程に即する。
- 2) 実習評価は、実習出席時間数、実習の目的、目標の達成度（課題の達成度）、実習生の学習到達度から総合的に判断される。
- 3) 実習出席総時間数が4／5に満たない場合は、原則として再履修となる。なお、補習実習を行う場合があるが、再履修、補習の判断は科目担当責任教員による。

2. 補習実習について

- 1) 身体的理由（病気や怪我など）、感染症による出席停止などのやむをえない欠席で、出席時間数が4／5に満たない実習生については、補習実習を行う場合がある。その際、実習生は欠席の理由を証明できるものを添えて欠席届を提出する。
- 2) 実習に必要な週数・日数に出席をしていても、実習目標を達成しなかった場合には、或いは症例を経験することができなかった場合は補習実習を行うことがある。
- 2) 補習実習は、実習場の受入が可能な場合に実施される。
- 3) 補習実習の実施、日数、時期については、実習生の事由と実習場の条件を考慮して、科目担当責任教員が判断する。

VI. 実習の基本的な進め方

1. 基本的態度

- 1) 実践における全てのプロセスにおいて、自己の行動と態度を管理する。ただし、助言や支援が必要な場合には、速やかに大学院指導教員あるいは臨床指導者（がん看護専門看護師、医師）、病棟管理者などに相談し、解決策を検討すること。
- 2) 学修のプロセスで生じた疑問や意見は、積極的に調べ、指導者への質問、他者との意見交換等を通して、多面的・重層的な利佳につなげていくように努める。
- 3) 学修者として、これまで学んだ知識や技術を活用できるように事前学修を行い実習に臨む
- 4) 実習施設では、医療専門職としてチームの一員であることを自覚し、マナーを守り、実習施設の規則を遵守する。
- 5) 社会人および看護師として、基本的に必要とされる行動および態度をとる。また、個人情報管理、安全管理、事故対応などについては、各実習施設のマニュアルに則る。
- 6) 心身の健康管理に努める。

2. 対象患者から受け持ちの同意を得る方法について

対象患者は臨床指導者と相談のうえで選定する。対象患者からの同意の取得方法は、実習施設の方針に従う（必要に応じて本学が準備した説明文書別紙3-1～3を使用することもできる）。

3. 個人情報管理について

学生として実習で知り得たことについては、守秘義務が生じる。また、実習で得た対象に関する情報を、実習目的以外で使用してはならない。以下のことに注意し、対象者のプライバシーを守る必要がある。守秘義務は、実習終了後も継続する。

1) 実習で用いる記録類やレポート

- (1) 実習記録やレポートの作成等でコンピュータを用いる際、ハードディスク上にデータを保存しないこととする。また、データを保存した媒体（USB 等）を紛失しないように厳重に管理する。電子媒体上のデータは、実習終了後に速やかに消去する。なお、使用するコンピュータ等には以下のセキュリティ対策を万全に行う。
 - ① Antivirus ソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルを常に最新のものに更新する。
 - ② 定期的にパソコン全体をスキャンする。
 - ③ Windows Update を必ず行う。
 - ④ パソコンにはファイル交換ソフト Winny などをインストールしない。
 - ⑤ USB メモリーはパスワードなどによるプロテクションのあるものを使用する。
- (2) 実習記録に、個人を特定する情報（住所、氏名、生年月日、病院、病棟名など）を記載しない。氏名はイニシャルと関係ないアルファベットまたは、伏せ字を用いる。
- (3) 診療記録・看護記録および実習記録の複写はしない。
- (4) 実習で用いるメモ用紙は、外れて落ちてしまうものは使用しない。不要になったメモはシュレッダーにかけて処分する。
- (5) 対象の情報が記載されたカンファレンス資料は、取扱いに注意するとともに、カンファレンス終了後はシュレッダーにかけて処分する。
- (6) 実習記録をはじめ実習に関する記録全ては、学生個人が責任を持って保管する。置き忘れにも十分注意をする。実習後の処分には、シュレッダーを使用する。
- (7) 万が一、不測の事態が生じた場合は、直ちに実習指導者および大学院指導教員に報告した後に指示に基づき対処策を講ずる。

2) 実習で知り得た個人（患者、看護師、医師など）情報について（別紙 2）

- (1) 実習で得た情報は、実習目的以外に利用しない。
- (2) 対象に関するディスカッション等は、実習施設または大学内の限られた場で限られたメンバーで実施する。また、このような場で聞いた話を他者に漏らしてはしてはいけない。
- (3) 第三者に聞かれる可能性がある場所（廊下、エレベーター内、食堂、公共の場、公共交通機関など）で、患者に関する情報を話題としない。
- (4) 家族や親しい友人に実習の話をする際、個人情報の漏えいになっていないか十分に注意する。
- (5) mixi、ブログ、facebook などのソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）に、実習に関することは一切書かない。
- (6) 日記等、個人の所有物に実習のことを書く際は、それらのものを紛失しないようにする。

4. 感染予防

医療機関において感染症に罹患する危険性と、実習生自らが感染源となる危険性がある。

- 1) 感染症について、伝播方法、症状、対応など十分な知識を得ておく。
- 2) 自分の感染症に関する罹患歴・予防接種歴を記録し、自己管理する（別紙1）。麻疹、風疹、破傷風、ジフテリア、百日咳、日本脳炎、ポリオの予防接種歴、BCG 摂取歴は母子健康手帳などが参考となる。ただし接種歴や感染歴は必ずしも免疫があることの指標とはならないので、各感染症及びB型肝炎抗体検査も受けておくことを勧める。
- 3) 予防可能な感染症については、あらかじめ予防接種を行っておく。アレルギーなど体質により予防接種が受けられない場合は、あらかじめ教員に相談すること。
- 4) 感染症に罹患した可能性がある場合には、速やかに実習指導教員に報告する。
- 5) 基本的には、「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」（日本環境感染学会）に基づいて行う。
- 6) 手指衛生、スタンダードプリコーションを含む感染リスク回避に関する理論・知識を再確認したうえで実習に臨む。
- 7) 各実習施設においてはそれぞれの施設における感染対策マニュアルに準じて行動する。

5. 事故の予防対策及び事故発生時の対応

実習における事故を防止するために、それぞれの施設における事故対策マニュアルに準じて対応する。

- 1) 実習においては、想定される事故を踏まえ、可能なかぎり予防措置を講じる。
- 2) 実習においては、必要に応じ、施設および患者からの同意書、またはそれに準じた書類を取り交わす。
- 3) 学生は、自身の健康が安全対策の第一歩であることを認識し、心身の健康管理に努める。
- 4) 事故発生時には、至急実習指導者および病院関係者、大学院指導教員に連絡をする。（資料2 参照「実習中の事故発生時・災害時の教員の対応マニュアル」）
- 5) 実習にあたっては、実習中に想定され事故や破損などを補償できる保険（日本国際教育支援協会の学研災付帯学生生活総合保険など）に加入する。

6. 実習に関わる経費について

実習に関わる経費（実習施設への交通費や宿泊費）は、原則として個人負担とする。

7. その他

- 1) 病気、その他のやむを得ない事情で欠席または遅刻をする場合には、臨床指導者または病棟管理者および大学院指導教員にできるだけ速やかに連絡する。
- 2) 実習中に生じた困難等については、実習指導大学院指導教員に電話やメールにて連絡するか、ラウンド時にコンタクトをとるなどして、できるだけ速やかに解決するように対処する。
- 3) 実習週数・日数を満たしていても目標を達成していない場合には補習実習をすることがある。

IV. 資料

資料1 教員と実習指導者の役割

項目	役割分担	
	教員	臨地実習指導者（助産師等/医師他）
契約の締結	契約内容の確認	契約内容の提示
実習打ち合わせ	助産学コースのカリキュラムにおける当該実習の位置づけ、実習目的・方法、役割分担、課題の説明	
受け持ち対象者の選定/参加事業者の選定	情報収集	選定と実習先での内部調整
実習前オリエンテーション	カリキュラムにおける当該実習の位置づけ、実習目的・方法、実習施設の特徴、受け持ち対象者、参加事業についての情報伝達、実習計画、実習上の注意事項を説明する。	各実習施設で特にオリエンテーションを要する。ことを担当教員に連絡する。
実習準備課題などの連絡	各実習施設で必要な事前学修事項について必要時実習先との連絡を取る。	事前準備として必要なものがあれば情報の提供などを行う。
契約書（協定書）の提出	契約書を学生に配布/とりまとめ	契約書の提示・配布
実習施設オリエンテーション	必要に応じて補足	主として実施
学生の体調管理	体調管理に努めるよう指導する。 感染症に罹患した場合には別途定める。 「事故・感染症など発生時対応フローチャート」に従って行動するよう指導する。	学生本人及び教員からの報告を受け、実習施設内の対処方法に従って行動する。
当日のカンファレンス	当日の実習内容に対する課題を学生が中心となって進行できるよう助言する。	当日の実習内容などへの課題に対する助言を行う。
中間カンファレンス	学生が主体となって進行できるように指導する。 実習の中間までの実習内容を評価し、後半の実習目標を立て、必要に応じて実習計画を修正するよう指導する。	実習の中間までの実習内容を評価し、後半の実習目標に応じて、必要時実習計画を修正するためのアドバイスをを行う。
最終カンファレンス	学生が主体となって進行できる。よう。に指導する。 実習の到達目標と照らし合わせて、実習成果を評価できるよう指導する。	実習の到達目標と照らし合わせて、実習成果を評価できる。ようアドバイスをを行う。
実習計画・活動計画及び実習内容の点検・指導	学生の実習計画及び内容の適切性や留意事項について指導を行う。	学生の実習計画及び内容の適切性や留意事項を点検修理、必要に応じて指導する。
実習記録などの指導	日々の実習記録、レポート課題、カンファレンスなどの資料について不明点について応じる。	日々の実習記録、レポート課題、カンファレンスなどの資料についてアドバイスや指導を行う。
実習の評価	単位認定者とともに評価を行う。	実習への参加儒教などについて教員に情報提供を行う。
インシデント・アクシデントの対応	実習先での事故状況を把握し、実習生の「インシデント・アクシデントレポート」の作成と事故再発防止の指導を行うとともに、「事故発生時対応フローチャート」に従って行動する。	実習先での事故状況に対応する。とともに、実習生の「インシデント・アクシデントレポート」を得て、施設内の対処方法に従って行動する。
災害時の対応	実習実施時の災害発生に関しては、実習先と連絡が取れ次第、学生の安全を確認する。実習実施前の災害発生に関しては、事前オリエンテーションを含めて、学校側が責任を持って指示（実習の中止/延期を含む）・情報収集にあたる。	実習実施時の災害発生については、実習性を保護し、安全確保に当たる。
実習後の指導体制の反省会	実習を振り返り反省点を共有する。	

資料 2 看護実習中の事故発生時・災害発生時の教員の対応マニュアル

1. 事故発生時の対応

1) 事故の定義

実習生の臨地看護実習中の事故は、臨地実習の場で発生した予期せぬ傷害（処置を要しない経過観察のみの発生もしくは軽微な処置ですむ軽度レベルから、濃厚な処置・治療が必要となる重度レベルまで含まれる）を言う。この事故の被害者は看護の対象者にとどまらず実習生も含まれる。

看護の対象者が被害者となる事故には、診療の補助業務に伴う事故（医療行為に関連する事故）と療養上の世話における事故（医療行為に関連しない事故）に大別される(下記参照)。

(1) 診療の補助業務に伴う事故（医療行為に関連する事故）

注射・内服与薬事故、輸血事故、経管栄養に伴う事故、チューブ管理の事故、検査などの介助中の事故、医療機器誤操作による事故など

(2) 療養上の世話における事故（医療行為に関連しない事故）

転倒・転落事故、摂食中の窒息・誤嚥、異食による事故、入浴中の事故、熱傷・凍傷、抑制中の事故、自殺・自傷、暴力など

実習生が被害者となる事故には、診療の補助業務に伴い発生した針刺し事故などや療養上の世話において発生した怪我(例：看護の対象者から傷つけられた、温電法の準備中に火傷をしたなど)や転倒(例：看護の対象者を介助しているときに一緒に転倒など)が含まれる。

2) 実習中事故発生への対応

(1) 対応における原則

- ①実習施設で医療事故防止マニュアルが整備されている場合には、事前にそのマニュアルを読み、理解し、遵守する。
- ②医療事故防止マニュアルが整備されていない施設においては、各領域で行う診療の補助業務および療養上の世話において起こりやすい事故を念頭におき、あらかじめ事故防止のための教育を提供する。
- ③事故が発生した場合には、迅速に対応し、被害を最小限にとどめる。
- ④事故が発生したときの報告や対応方法は、実習施設側の方針に則る。
- ⑤また看護の対象者に被害が発生した事故においては、今後の種々の対応方法(被害者への謝罪、実習施設への謝罪、被害者への対応、被害者を受け持った実習生への対応)について実習施設と相談し、また指示も仰ぎ、責任を持って対応する。

(2) 対応における体制と関係者の役割[図 1 参照]

①指導教員

- ・ 事故による被害や影響が大きくなならないよう、臨地指導者と連携し、看護の対象者及び実習生に対応する。
- ・ 実習生が事故の加害者となった場合、実習施設先の対応の方針を踏まえ、科目担当責任教員の指示のもと、被害者である対象者に対し適切な態度で対応し、実習生としての責任を果たすことができるよう指導する。また実習生が事故から学ぶことができるように援助する。
- ・ 実習生が事故の被害者となった場合、身体的心理的影響を最小限にいとめるよう援助する。実習生が事故から学ぶことができるよう援助する。

- ・ 傷害・賠償保険が適用されるのならば、実習生が保険を申請できるよう援助する。
- ・ 事故の経過を科目担当責任教員に報告・相談する。
- ・ インシデントレポートを作成し、実習委員会へ提出する。

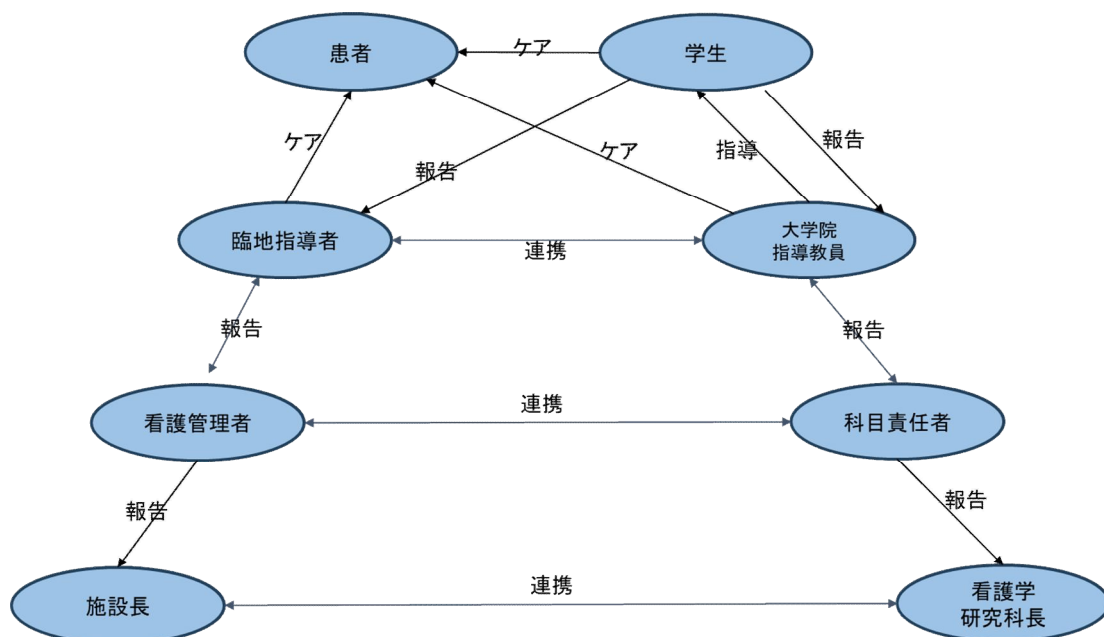
②科目担当責任教員

- ・ その実習生を担当していた実習指導教員から出来事の実実状況について情報を得て、教育側の責任者として果たす責任の範囲を明らかにする。実習施設の師長・主任に報告し、今後の対応について指示を仰ぐ。実習生が被害を被った場合には、必要に応じて実習生及び実習生の家族へ対応する。
- ・ 施設側の方針を考慮し、必要に応じて実習生に個別面談し、実習生の責任範囲を明らかにし、実習生が事故から学ぶことができるようにする。
- ・ 実習指導教員に対して事後措置及び事故発生予防に向けて指導する。
- ・ 必要に応じて、事故の状況を学科長へ報告・相談する。
- ・ 必要に応じて、事故の状況を教務委員会へ報告する。また、必要に応じて、当該実習生の次の実習の科目担当責任教員へ報告する。
- ・ 実習指導教員が作成した事故報告書を実習委員会へ提出する。

③実習委員会

- ・ 各実習で生じた事故を把握し、その情報を実習委員会で共有する。
- ・ 各実習で生じた事故を分析し、事故予防に努める。
- ・ 提出された事故報告書を保管する。

図1 事故発生時対応における体制と関係者の役割 作成中



2. 災害時の対応

1) 災害に備えた準備

- (1) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習施設内外の避難経路、避難場所などを把握しておく。
- (2) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習が開始される前に、実習に関連する教員及び実習生グループの連絡網（実習生の通常の連絡先と緊急時連絡先）を整備しておく。
- (3) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習期間中の教員の連絡先(確実に連絡のできる方法)と実習施設ごとの実習生一覧を作成し、実習開始前に学科長、事務、看護学科実習委員会へ提出しておく。
- (4) 実習指導教員・科目担当責任教員は、実習期間中、実習生が教員へ連絡することのできる連絡先を定め、実習生へ周知しておく。

2) 災害時の対応の原則

- (1) 実習施設において災害が生じた際には、実習指導教員は、実習施設スタッフと連携して二次災害の防止に心がける。
- (2) 実習生が実習施設外で実習を行っている場合、実習指導教員は直ちに実習生の安否を把握する。
- (3) 科目担当責任教員は各実習施設の実習指導教員と連絡を取りあい、実習生及び実習施設への被害の程度を把握する。必要に応じて学科長へ報告、指示を仰ぐ。

感染症検査結果覚書

	検査 年月日	検査・判定結果 (測定法・数値)	ワクチン接種 年月日	備考
麻疹	年 月 日		年 月 日	
風疹	年 月 日		年 月 日	
水痘	年 月 日		年 月 日	
流行性耳下腺炎	年 月 日		年 月 日	
新型コロナワクチン等	年 月 日			
T-Spot 等	年 月 日			
HBs 抗体	年 月 日		1 回目 年 月 日	
			2 回目 年 月 日	
			3 回目 年 月 日	



検査 (年 月 日)
判定結果 ()

- * ワクチン接種後は、接種証明書(領収証やロット番号など)のコピーを A4 用紙に貼付し、学籍番号、氏名を記載し、指定された期日までに学生課に提出すること。(原本又はコピーを次のページに貼付のこと)

インフルエンザの予防接種

接種年月日	備考	接種年月日	備考
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

アレルギーの覚書

- * アルコールアレルギー: 無 有
 * アレルギー性疾患 : 無 有 (アレルゲン:)
 * 食物アレルギー: 無 有 (アレルゲン:)
 * ラテックスアレルギー: 無 有 ()

接種証明書 (領収証やロット番号など) の原本又はコピーを貼付する。

病院 様
助産所 様

貴施設において助産学実習をさせていただくにあたり、看護専門職として守秘義務を守り、実習において知りえた情報は以下のように取り扱うことを、ここに誓約いたします。

1. 実習場で知りえた情報は、決して口外いたしません。
2. 個人情報の収集については実習目的のために行い、目的に即し必要最小限の内容といたします。
3. 診療記録等閲覧の際は、施設内の決められた場所で行います。決められた場所以外への持ち出しはいたしません。
4. 実習記録は、匿名性に配慮し、看護の対象者や家族、施設、地域など個人を特定できるような内容を一切記載いたしません。
5. 実習記録、メモ等は厳重に管理し、紛失、散逸しないよう注意します。その記録物持ち運び先は、実習施設、大学、自宅のみとします。
6. 実習終了後不必要となった記録、メモ類はシュレッダーにかけ、電子媒体で保存していた記録についても削除し、適切な処理を確実に行います。

年 月 日

川崎市立看護大学大学院
助産師コース 年

学生氏名： _____ (自署)

助産学生臨地実習に対するご協力をお願い（分娩介助）

川崎市立看護大学は、援助技術の習得だけでなく、患者様との交流を通して助産師としての心構えを培い、患者様と信頼関係を築くことのできる助産師を育成することに注力しています。臨地実習においては、ご入院された皆様が最良の状態でお産を迎えられるように援助できる助産師の養成に取り組んでおります。

川崎市立看護大学大学院助産師コースの学生は、看護師の資格を取得していますが、さらに専門性を高め、かつ、助産師の資格を取得するために学んでいます。臨地実習では、学生指導の助産師や助産師の資格を持つ教員と共に、受け持ち学生として必要な援助を担当させていただきます。

この度、患者様のご入院から分娩が無事に終了するまで、安全かつ快適に過ごせるよう病院の担当助産師と共に、学生に分娩介助を含む助産援助（分娩介助を含む）をさせていただきたいと考えております。

助産師教育の必要性を理解いただき、学生の実習にご協力いただきますよう、お願いいたします。もちろん、ご協力いただけない場合でも、看護や診療に不利益が生じることはありません。

なお、大学院助産師コースの臨地実習は、以下の基本的な考え方を大切にしています。

1. 学生が助産援助を行う場合、事前に十分な説明を行い、患者様およびご家族から同意を得た上で実施します。
2. 学生が助産援助を行う場合、安全性を最優先とし、事前に教員や助産師の指導を受けた上で行います。
3. 患者様およびご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や助産師に直接尋ねたり話すことができます。
4. 患者様およびご家族は、学生の受け持ちに対して同意した後でも、無条件で拒否することができます。この拒否により、看護や診療に不利益な取り扱いを受けることは絶対にありません。
5. 学生は守秘義務を厳守し、実習を通じて得たに関する情報を漏洩しません。患者様およびご家族のプライバシーを尊重し、機密情報の適切な取り扱いに努めます。

実習期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

助産コース学生氏名：

説明日： 年 月 日

説明者：川崎市立看護大学大学院教員氏名：

病院臨床指導者氏名：

助産学生臨地実習同意書

病院長殿

私（患者）は、川崎市立看護大学大学院助産コースの学生が私の受け持ちとなり、助産援助（分娩介助を含む）を行うことについて、詳細な説明を受けました。また、臨地実習の意義についても納得しました。このため、学生の実習に同意いたします。

日付： 年 月 日

ID 番号：

患者氏名：

代理同意人氏名：

助産学生臨地実習に対するご協力のお願い（分娩立ち合い）

川崎市立看護大学は、援助技術の習得だけでなく、患者様との交流を通して助産師としての心構えを
培い、患者様と信頼関係を築くことのできる助産師を育成することに注力しています。臨地実習におい
ては、ご入院された皆様が最良の状態でお産を迎えられるように援助できる助産師の養成に取り組んで
おります。

川崎市立看護大学大学院助産師コースの学生は、看護師の資格を取得していますが、さらに専門性を
高め、かつ、助産師の資格を取得するために学んでいます。臨地実習では、学生指導の助産師や助産師
の資格を持つ教員と共に、受け持ち学生として必要な援助を担当させていただきます。

この度、患者様のご入院から分娩が無事に終了するまで、安全かつ快適に過ごせるよう病院の担当助
産師と共に、学生に分娩介助を含む助産援助（分娩介助は含まない）をさせていただきたいと考えてお
ります。

助産師教育の必要性を理解いただき、学生の実習にご協力いただきますよう、お願いいたします。も
ちろん、ご協力いただけない場合でも、看護や診療に不利益が生じることはありません。

なお、大学院助産師コースの臨地実習は、以下の基本的な考え方を大切にしています。

1. 学生が助産援助を行う場合、事前に十分な説明を行い、患者様およびご家族から同意を得た上で実施
します。
2. 学生が助産援助を行う場合、安全性を最優先とし、事前に教員や助産師の指導を受けた上で行います。
3. 患者様およびご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や助産師に直接尋ね
たり話すことができます。
4. 患者様およびご家族は、学生の受け持ちに対して同意した後でも、無条件で拒否することができます。
この拒否により、看護や診療に不利益な取り扱いを受けることは絶対にありません。
5. 学生は守秘義務を厳守し、実習を通じて得たに関する情報を漏洩しません。患者様およびご家族の
プライバシーを尊重し、機密情報の適切な取り扱いに努めます。

実習期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

助産コース学生氏名：

説明日： 年 月 日

説明者：川崎市立看護大学大学院教員氏名：

病院臨床指導者氏名：

助産学生臨地実習同意書

病院長殿

私（患者）は、川崎市立看護大学大学院助産コースの学生が私の受け持ちとなり、助産援助（分娩介助は含まない）を行うことについて、詳細な説明を受けました。また、臨地実習の意義についても納得しました。このため、学生の実習に同意いたします。

日付： 年 月 日

ID 番号：

患者氏名：

代理同意人氏名：

助産学生臨地実習に対するご協力をお願い（継続事例）

川崎市立看護大学は、援助技術の習得だけでなく、患者様との交流を通して助産師としての心構えを
培い、患者様と信頼関係を築くことのできる助産師を育成することに注力しています。臨地実習におい
ては、ご入院された皆様が最良の状態でお産を迎えられるように援助できる助産師の養成に取り組んで
おります。

川崎市立看護大学大学院助産師コースの学生は、看護師の資格を取得していますが、さらに専門性を
高め、かつ、助産師の資格を取得するために学んでいます。臨地実習では、学生指導の助産師や助産師
の資格を持つ教員と共に、受け持ち学生として必要な援助を担当させていただきます。

この度、 月 日より、患者様の妊娠期から産褥期まで、安全かつ快適に過ごせるよう病院の担当助
産師および大学教員と共に、学生が継続して助産援助（分娩介助を含む）をさせていただきたいと考
えております。

助産師教育の必要性を理解いただき、学生の実習にご協力いただきますよう、お願いいたします。も
ちろん、ご協力いただけない場合でも、看護や診療に不利益が生じることはありません。

なお、大学院助産師コースの臨地実習は、以下の基本的な考え方を大切にしています。

1. 学生が助産援助を行う場合、事前に十分な説明を行い、患者様およびご家族から同意を得た上で実施
します。
2. 学生が助産援助を行う場合、安全性を最優先とし、事前に教員や助産師の指導を受けた上で行います。
3. 患者様およびご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や助産師に直接尋ね
たり話すことができます。
4. 患者様およびご家族は、学生の受け持ちに対して同意した後でも、無条件で拒否することができます。
この拒否により、看護や診療に不利益な取り扱いを受けることは絶対にありません。
5. 学生は守秘義務を厳守し、実習を通じて得たに関する情報を漏洩しません。患者様およびご家族の
プライバシーを尊重し、機密情報の適切な取り扱いに努めます。

実習期間： 年 月 日

助産コース学生氏名：

説明日： 年 月 日

説明者：川崎市立看護大学大学院教員氏名：

病院臨床指導者氏名：

助産学生臨地実習同意書

病院長殿

私（患者）は、川崎市立看護大学大学院助産コースの学生が私の受け持ちとなり、助産援助（分娩介助を含む）を行うことについて、詳細な説明を受けました。また、臨地実習の意義についても納得しました。このため、学生の実習に同意いたします。

日付： 年 月 日

ID 番号：

患者氏名：

代理同意人氏名：

別紙4

インシデントレポート

発生日時： 年 月 日 () 時	学生氏名：	
実習領域：	教員氏名：	
患者氏名：	年齢： 歳代 性別：	
受け持ち期間： 年 月 日 ～ 月 日	* 分類基準：	
事象名：		
発生状況：		
なぜインシデントと考えたか：		
インシデントが発生した原因の分析：		
今後インシデントを予防するための方法：		
担当教員としての対策：		

* 分類基準については実習委員で最後に記入しますので、未記入のままにしてください。

インシデントとは事故に至る可能性があったが、未然に発見し防止あるいは回避した場合のことをいいます。

インシデントレポート（記載例）

発生日時：	年 月 日 () 時	学生氏名：
実習領域：		教員氏名：
患者氏名：	C 氏	年齢： 代 性別：
受け持ち期間：	年 月 日 ~ 月 日	*分類基準：
事象名：	看護師がその場を離れた時、学生独りで患者を便座から車いすに移動した。	
発生状況 いつ(when)：〇日の午後〇時〇分に どこで(where)：A病棟の車いすトイレ内において、 誰が(who)：学生Bが 誰に(whom)：患者Cさんに 何を(what)：便座から車いすへの移動を なぜ(why)：Cさんが立ち上がろうとされたので どのように(how)：本来は看護師の介助するところを、学生が単独で介助をしてしまった。		
なぜインシデントと考えたか： ・学生ひとりで移動を行うことによって、Cさんの全身状態の変化や起こり得る事態を予測できないため、アクシデントへとつながる可能性があると考えた。		
インシデントが発生した原因の分析 ・学生が単独で介助してしまった なぜ?→ その答え ・患者さんが便座から立ち上がろうとしていた なぜ?→ その答え ・患者さんは学生が介助すると考えた なぜ?→ その答え		
今後インシデントを予防するための方法 ・患者さんには、受け持ち当初から学生独りでは移動の介助ができないことを伝え理解を得ておく。		
担当教員としての対策：教員記載欄：		

インシデントレポートは、その報告によって原因を分析し対策をとることによって、再発を防ぐためにあります。発生した事実の正確な把握（前後関係、背景、状況）が最も重要になります。そのため、事実として確認できる以外のことは記載する必要はありません。第三者がレポートをみて理解できるかどうかを意識して記載してください。*時間軸に沿って記載します。6W1Hの要素が明確に含まれているかが重要です。

アクシデントへとつながる可能性として、対象者に何かしい気持ちが優先してしまう、不測の事態に対応できない可能性、患者の全身状態およびその変化に思考が及ばないなども挙げられます。
*どのようなプロセス、思考を経て、本事例がインシデントだと考えるに至ったかを記載してください。

根本原因分析（RCA）を活用し、なぜ、その結果を招いてしまったのか、一つひとつ丁寧に考えます。根本原因分析法（RCA）は、個人の問題としてとどめず、組織やシステムの原因まで分析を進めることができる特徴を持っています。インシデントが発生したら、一つひとつの出来事について、「なぜ?→その答え」の分析を繰り返し、根本原因を特定し、対策を立案し、その対策を実施することで再発を予防します。
『原玲子：看護マネジメント入門、日本看護協会出版、P126,2013』

教員は、学生がその発生過程を追体験しながら、自分の行動を振り返ることができるようにサポートする。

分析の結果から導いた、実行可能な内容を具体的に記載します。分析された原因によって、予防法は変わります。

健康自己管理チェック表

学籍番号：

氏名：

[illegible]

*1)健康チェック時 37.0℃以上および/または表記の症状がある場合は学科教員に報告する

***2) ご家族・友人・接触した人々に感染症と診断された方、発熱者がいる場合**

*3) 症状がある場合、その症状を記入する：発疹、耳下腺の腫脹、眼の充血・痒み・眼脂など

* 実習施設で用紙が異なる場合は、指定の用紙を使用する

川崎市立看護大学学長の任期に関する規程

令和 4 年 9 月 1 日
看護大学規程第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 7 条の規定に基づき、川崎市立看護大学学長（以下「学長」という。）の任期について必要な事項を定める。

(学長の任期)

第 2 条 学長の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任の場合の任期は、2 年とし、通算して 6 年を超えることができない。

(任期の起算日)

第 3 条 前条に規定する学長の任期は、市長が任命した日から起算する。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

川崎市立看護大学副学長の任期に関する規程

令和 4 年 9 月 1 日
看護大学規程第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 7 条の規定に基づき、川崎市立看護大学副学長（以下「副学長」という。）の任期について必要な事項を定める。

(副学長の任期)

第 2 条 副学長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、当該副学長を選考した学長の任期の終期を超えることができない。

(任期の起算日)

第 3 条 前条に規定する副学長の任期は、市長が任命した日から起算する。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

川崎市立看護大学学部長及び図書館長の任期に関する規程

令和 4 年 9 月 1 日
看護大学規程第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 7 条の規定に基づき、川崎市立看護大学学部長（以下「学部長」という。）、川崎市立看護大学図書館長（以下「図書館長」という。）の任期について必要な事項を定める。

(学部長の任期)

第 2 条 学部長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任の場合の任期は、2 年とし、通算して 6 年を超えることができない。

(図書館長の任期)

第 3 条 図書館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任の場合の任期は、2 年とし、通算して 6 年を超えることができない。

(任期の起算日)

第 4 条 第 2 条に規定する学部長の任期は、市長が任命した日から起算する。

2 第 3 条に規定する図書館長の任期は、学長が任命した日から起算する。

(改正)

第 5 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

川崎市立看護大学大学院研究科長の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第7条の規定に基づき、川崎市立看護大学大学院研究科長（以下「研究科長」という。）の任期について必要な事項を定める。

(研究科長の任期)

第2条 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 再任の場合の任期は、2年とし、通算して6年を超えることができない。

(任期の起算日)

第3条 前条に規定する研究科長の任期は、市長が任命した日から起算する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和4年看護大学規程第1号）第5条第2項の規定にかかわらず、評議会の構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決裁日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、川崎市立看護大学大学院の設置と同時に研究科長となった者の任期については、令和9年度の末日までとする。

川崎市立看護大学の教員等の定年に関する規程

令和 4 年 9 月 1 日
看護大学規程第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 8 条（同法第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立看護大学の教授、准教授及び専任の講師、助教（以下「教員」という。）並びに助手の定年について必要な事項を定める。

(定年による退職)

第 2 条 教員及び助手は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月31日に退職する。

(定年)

第 3 条 教員の定年は、年齢65歳とする。

2 助手の定年は、年齢60歳とする。

(改正)

第 4 条 この規程の改正は、川崎市立看護大学評議会規程（令和 4 年看護大学規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、評議会の構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決裁日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

博士前期課程・博士後期課程の時間割（案）（第2キャンパス）

前期

		月		火		水		木		金		土	
		博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期
1限 10：00～ 11：40	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室												
2限 12：20～ 14：00	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	小児看護学演習Ⅰ 家族看護学講義Ⅰ 看護援助学研究Ⅱ 臨床病態生理学	看護援助学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	看護マネジメント学研究Ⅱ 感染看護学講義Ⅰ 家族看護学演習Ⅰ フィジカルアセスメント論	老年看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	クリティカル看護学講義Ⅰ 在宅看護学講義Ⅰ 精神看護学講義Ⅰ	精神看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学演習Ⅰ 臨床推論	公衆衛生看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	成人看護学演習Ⅰ 医療安全学と特定行為実践	医療経営学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
3限 14：10～ 15：50	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	看護援助学演習Ⅰ 家族看護学演習Ⅳ 栄養・水分管理講義	看護援助学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	精神看護学講義Ⅱ 感染看護学演習Ⅳ 家族看護学研究Ⅱ 栄養カテーテル管理講義	老年看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学講義Ⅰ（基礎） クリティカルケア看護学演習Ⅰ 在宅看護学講義Ⅱ	精神看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学研究Ⅱ 医療経営学研究Ⅱ 呼吸器療法Ⅰ（気道確保・人工呼吸器）講義	公衆衛生看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	小児看護学研究Ⅱ	感染看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	小児看護学講義Ⅰ（基礎） 精神看護学講義Ⅰ（基礎） 在宅看護学講義Ⅰ（基礎） ろう孔管理講義	医療経営学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
4限 16：00～ 17：40	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	老年看護学演習Ⅰ 精神看護学研究Ⅱ		成人看護学研究Ⅱ 公衆衛生看護学演習Ⅰ 看護マネジメント学演習Ⅰ 循環動態薬剤管理講義		精神看護講義Ⅳ クリティカルケア看護学演習Ⅱ 在宅看護学講義Ⅲ		医療経営学演習Ⅰ 精神に関わる薬剤管理講義		感染看護学講義Ⅲ 創傷管理講義		精神看護学講義Ⅱ（発展） 在宅看護学講義Ⅱ（発展）	
5限 18：15～ 19：55	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	看護研究方法論Ⅰ（概論） 老年看護学研究Ⅱ 精神看護学演習Ⅰ	看護研究方法特論	保健医療福祉行政論 公衆衛生看護学研究Ⅱ 精神看護学課題研究 感染に関わる薬剤管理講義	精神看護学特論		英語論文作成演習Ⅰ（基礎）	公衆衛生看護学講義Ⅰ 感染看護学課題研究	医療経営学特論	クリティカルケア看護学課題研究 在宅看護学課題研究 在宅看護学研究Ⅱ	老年看護学特論	成人看護学講義Ⅰ（基礎） 医療経営学講義Ⅰ（基礎）	
6限 20：05～ 21：45	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	看護倫理学 動脈血液ガス管理講義 家族看護学課題研究 精神看護学演習Ⅰ	看護情報学特論	看護マネジメント学講義Ⅰ クリティカルケア看護学講義Ⅰ 臨床薬理学	感染看護学特論			看護援助学講義Ⅰ（基礎） 在宅看護学演習Ⅰ	看護援助学特論	家族看護学講義Ⅰ（基礎） 在宅看護学演習Ⅰ	公衆衛生看護学特論	老年看護学講義Ⅰ（基礎）	

- ・大学院独自の時間割時間を設定している。4限と5限の間に35分の休憩時間を設定する。
- ・赤字は博士前期課程高度実践看護コースのみ履修ができる科目を示す。
- ・黒字は博士前期課程研究コースの科目ならびに博士後期課程の科目を示す。
- ・実習室は博士前期課程高度実践看護コースが自己学習できるように水曜日戸土曜日は授業を入れない。
- ・6－7限目は登校する学生が多くなり、個別の研究指導をすることも考慮し、ゼミ室に授業を入れない。
- ・主にe-learningで実施する特定行為研修に係る科目も、学生が大学院内で履修したい学生がいる場合は利用できるように、全科目について教室を割り当てる。
- ・博士課程の演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは異学年が混合してゼミを開催ことを想定して、同じ時間帯に配置する。
- ・講義にオンライン会議システムを使用する場合や、学生の状況によっても変動するため、実際の時間割はこれと異なる。

博士前期課程・博士後期課程の時間割（案）（第2キャンパス）

後期

		月		火		水		木		金		土	
		博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期	博士課程前期	博士課程後期
1限 10：00～ 11：40	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室												
2限 12：20～ 14：00	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	公衆衛生看護学研究Ⅲ	看護援助学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	看護援助学研究Ⅰ	老年看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学研究Ⅰ	精神看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学研究Ⅲ	公衆衛生看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	小児看護学研究Ⅲ	感染看護学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	家族看護学演習Ⅱ	医療経営学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		看護援助学演習Ⅱ		看護マネジメント学演習Ⅱ		家族看護学講義Ⅱ		小児看護学研究Ⅰ		感染看護学演習Ⅱ		家族看護学演習Ⅱ	
		小児看護学演習Ⅱ		精神看護学学研究Ⅲ		クリティカルケア看護学講義Ⅱ		精神看護学研究Ⅰ		老年看護学研究Ⅰ		成人看護学学研究Ⅲ	
		臨床病態生理学		フィジカルアセスメント論				臨床推論		疾病・臨床病態概論		医療安全学と特定行為実践	
3限 14：10～ 15：50	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	家族看護学研究Ⅰ	看護援助学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	在宅看護学演習Ⅰ	老年看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学演習Ⅱ	精神看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	家族看護学演習Ⅲ	公衆衛生看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	感染看護学講義Ⅴ	感染看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	成人看護学研究Ⅰ	医療経営学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
		小児看護学研究Ⅳ		精神看護学演習Ⅱ		家族看護学講義Ⅲ		成人看護学演習Ⅱ		家族看護学研究Ⅲ		老年看護学演習Ⅱ	
		看護援助学研究Ⅲ		看護マネジメント学研究Ⅳ		クリティカルケア看護学講義Ⅲ		医療経営学研究Ⅲ		老年看護学研究Ⅲ		感染看護学研究Ⅳ	
		栄養・水分管理講義		栄養カテーテル管理講義		精神看護学研究Ⅲ		呼吸器療法Ⅰ（気道確保・人工呼吸器）講義		呼吸器療法Ⅱ（長期療法）講義		ろう孔管理講義	
4限 16：00～ 17：40	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	看護マネジメント学研究Ⅰ		老年看護学講義Ⅱ（発展）		精神看護学演習Ⅱ		小児看護学研究Ⅲ		感染看護学講義Ⅵ		小児看護学学研究Ⅲ	
		精神看護学演習Ⅲ		看護マネジメント学講義Ⅱ（発展）		家族看護学講義Ⅱ（発展）		感染看護学講義Ⅱ（発展）		小児看護学講義Ⅱ（発展）		看護援助学講義Ⅱ（発展）	
		公衆衛生看護学研究Ⅰ		精神看護学研究Ⅳ		クリティカルケア看護学演習Ⅳ		医療経営学演習Ⅱ		在宅看護学演習Ⅱ		公衆衛生看護演習Ⅱ	
		看護援助学研究Ⅳ		循環動態薬剤管理講義		感染看護学演習Ⅲ		成人看護学研究Ⅳ		老年看護学研究Ⅳ		成人看護学研究Ⅲ	
		術後管理（胸腔・腹腔・創部ドレージ、疼痛）						精神に関わる薬剤管理講義		創傷管理講義		在宅看護学研究Ⅲ	
5限 18：15～ 19：55	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	看護理論	統計学（応用）	看護教育論	英語論文作成演習Ⅱ（発展）	研究方法論Ⅲ（質的研究発展）	看護学教育特論	ヘルスプロモーション論		看護マネジメント学講義Ⅰ（基礎）		看護理論	
								医療経営学研究Ⅳ		公衆衛生看護学講義Ⅱ（発展）		成人看護学講義Ⅱ（発展）	
		公衆衛生看護学研究Ⅳ		精神看護学課題研究		在宅看護学講義Ⅴ		感染看護学課題研究		在宅看護学研究Ⅳ		在宅看護学研究Ⅰ	
		家族看護学課題研究		感染に関わる薬剤管理講義				家族看護研究Ⅲ		医療経営学講義Ⅱ（発展）		公衆衛生看護学演習Ⅱ	
6限 20：05～ 21：45	講義室（大） 1 講義室（中） 2 ゼミ室 ゼミ室・会議室 実習室	コンサルテーション論	看護研究法特論Ⅱ（観察研究・尺度開発）	研究方法論Ⅱ（観察研究発展）	看護研究法特論Ⅲ（質的研究発展）	統計学の基礎		在宅看護学課題研究		在宅看護学学研究Ⅲ		感染看護学講義Ⅳ	
						医療経営学研究Ⅰ		クリティカルケア看護学課題研究		老年看護学学研究Ⅲ		在宅看護学演習Ⅱ	
		動脈血液ガス管理講義		臨床薬理学		在宅看護学講義Ⅳ		家族看護学研究Ⅳ		感染看護学学研究Ⅲ			
		成人看護学講義Ⅱ（発展）		看護マネジメント学研究Ⅲ				精神看護学演習Ⅳ		クリティカルケア看護学演習Ⅲ			

- ・大学院独自の時間割時間を設定している。4限と5限の間に35分の休憩時間を設定する。
- ・赤字は博士前期課程高度実践看護コースのみ履修ができる科目を示す。
- ・黒字は博士前期課程研究コースの科目ならびに博士後期課程の科目を示す。
- ・実習室は博士前期課程高度実践看護コースが自己学習できるように水曜日戸土曜日は授業を入れない。
- ・6－7限目は登校する学生が多くなり、個別の研究指導をすることも考慮し、ゼミ室に授業を入れない。
- ・主にe-learningで実施する特定行為研修に係る科目も、学生が大学院内で履修したい学生がいる場合は利用できるように、全科目について教室を割り当てる。
- ・博士課程の演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは異学年が混合してゼミを開催ことを想定して、同じ時間帯に配置する。
- ・講義にオンライン会議システムを使用する場合や、学生の状況によっても変動するため、実際の時間割はこれと異なる。

博士前期課程 助産コースの時間割（案）（第1キャンパス）

前期

			月		火		水		木		金		土	
			1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次
1限 10：00～ 11：40	第1 C	演習室A	助産学学概論 助産診断・技術学Ⅰ		助産診断・技術学Ⅱ	地域母子保健	助産診断・技術学Ⅲ		助産診断・技術学Ⅳ	リプロダクティブヘルス演習	助産過程演習			
		演習室B												
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2												
2限 12：20～ 14：00	第1 C	演習室A	助産学学概論 助産診断・技術学Ⅰ		助産診断・技術学Ⅱ	助産管理Ⅰ	助産診断・技術学Ⅲ		助産診断・技術学Ⅳ		助産過程演習			
		演習室B												
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2 実習室	臨床病態生理学	臨床病態生理学	フィジカルアセスメント論	フィジカルアセスメント論		臨床推論	臨床推論	疾病・臨床病態概論	疾病・臨床病態概論	医療安全学と特定行為実践	医療安全学と特定行為実践	
3限 14：10～ 15：50	第1 C	演習室A	助産基盤科学論				助産技術演習		助産技術演習					
		演習室B		助産学課題研究Ⅱ										
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2										小児看護学講義Ⅰ（基礎） 精神看護学講義Ⅰ（基礎） 在宅看護学講義Ⅰ（基礎）	小児看護学講義Ⅰ（基礎） 精神看護学講義Ⅰ（基礎） 在宅看護学講義Ⅰ（基礎）	
4限 16：00～ 17：40	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2												
5限 18：15～ 19：55	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2	看護研究方法論Ⅰ（概論）	看護研究方法論Ⅰ（概論）	保健医療福祉行政論	保健医療福祉行政論		公衆衛生看護学講義Ⅰ	公衆衛生看護学講義Ⅰ			成人看護学講義Ⅰ（基礎） 医療経営学講義Ⅰ（基礎）	成人看護学講義Ⅰ（基礎） 医療経営学講義Ⅰ（基礎）	
6限 20：05～ 21：45	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
	第2 C	実習室C												
		講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室・会議室	看護倫理学		看護マネジメント学講義Ⅰ（基礎） 臨床薬理学	看護マネジメント学講義Ⅰ（基礎） 臨床薬理学		看護援助学講義Ⅰ（基礎）	看護援助学講義Ⅰ（基礎）	家族看護学講義Ⅰ（基礎）	家族看護学講義Ⅰ（基礎）	老年看護学講義Ⅰ（基礎）	老年看護学講義Ⅰ（基礎）	

- ・大学院独自の時間割時間を設定している。4限と5限の間に35分の休憩時間を設定した。
- ・赤字は看護専門科目を示した。
- ・赤字のイタリックは専門基盤科目を示した。主にe-learningで実施する科目であり、通期開講としている。
- ・青字は博士前期課程研究コースの各専門領域の「講義Ⅰ（基礎）」の科目である。
- ・黒字は助産コースの必修科目である。
- ・助産コースの学生は看護専門科目（赤字）と専門基盤科目（青字）は1年次・2年次において履修できる。
- ・助産コースの科目は第1キャンパス（第1C）で開講する。
- ・演習室Cは助産コースの学生の学生共同研究室とした。
- ・この配置は、あくまでも施設が充足していることを検証するためのものであり、実際はオンライン会議システムを利用した講義やもあるため、学生の状況により、時間割は異なることが予想される。

博士前期課程 助産コースの時間割（案）（第1キャンパス）

後期

			月		火		水		木		金		土	
			1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次	1 年次	2 年次
1限 10：00～ 11：40	第1 C	演習室A		国際母子保健	助産関連学	ハイリスクケア演習				助産管理Ⅱ		助産管理Ⅱ		
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2												
2限 12：20～ 14：00	第1 C	演習室A	助産学概論 助産診断・技術学Ⅴ	国際母子保健				周産期助産学演習	助産診断・技術学Ⅴ		助産学課題研究Ⅰ			
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2 実習室	臨床病態生理学	臨床病態生理学	フィジカルアセスメント論	フィジカルアセスメント論			臨床推論	臨床推論	疾病・臨床病態概論	疾病・臨床病態概論	医療安全学と特定行為実習	医療安全学と特定行為実習
3限 14：10～ 15：50	第1 C	演習室A	助産学概論 助産診断・技術学Ⅴ	助産学課題研究Ⅱ	助産関連学	ハイリスクケア演習		周産期助産学演習	助産診断・技術学Ⅴ					
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2												
4限 16：00～ 17：40	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2												
5限 18：15～ 19：55	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2	看護理論		看護教育論		研究方法論Ⅲ（質的研究発展）		ヘルスプロモーション論				看護理論	
6限 20：05～ 21：45	第1 C	演習室A												
		演習室B												
		演習室C												
		実習室C												
	第2 C	講義室（大）1 講義室（中）2 ゼミ室・会議室	コンサルテーション論		研究方法論Ⅱ（観察研究発展） 臨床薬理学	臨床薬理学	統計学の基礎							

- ・大学院独自の時間割時間を設定している。4限と5限の間に35分の休憩時間を設定した。
- ・赤字は看護専門科目を示した。
- ・赤字のイタリックは専門基盤科目を示した。主にe-learningで実施する科目であり、通期開講としている。
- ・黒字は助産コースの必修科目である。
- ・助産コースの学生は看護専門科目（赤字）は1年次・2年次において履修できる。
- ・助産コースの科目は第1キャンパス（第1C）で開講する。
- ・演習室Cは助産コースの学生の学生共同研究室とした。
- ・この配置は、あくまでも施設が充足していることを検証するためのものであり、実際はオンライン会議システムを利用した講義やもあるため、学生の状況により、時間割は異なることが予想される。

川崎市立看護大学自己点検・評価委員会規程

令和 4 年 4 月 1 日
看護大学規程第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、川崎市立看護大学学則（令和 4 年川崎市規則第 18 号。以下「学則」という。）第 53 条第 3 項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関する事項
- (2) 自己点検・評価項目の策定及び実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項
- (4) 大学認証評価や外部評価に関する事項
- (5) その他自己点検・評価及び内部質保証に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、教授会で選出された委員若干名をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、学長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。

(部会)

第 7 条 委員会は、第 2 条に掲げる所掌事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(教職員の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(資料等の請求)

第9条 委員長が、点検・評価に必要な資料等の提出を求めたときは、各委員会、事務局及び各教職員は、これに応じなければならない。

(報告)

第10条 委員長は、点検・評価した結果を教授会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。